

ベトナムでの事業展開

2022





Content

序文

I. 国概要

主要統計

II. ベトナム経済

ベトナム経済のCOVID回復後への備え

ベトナムへの直接投資及び成長

貿易協定

銀行・資本市場

III. ベトナム投資の主要な分野

製造業

再生可能エネルギー及びクリーンテック

観光及び接客業

IV. ベトナムで設立された企業

V. 会計・監査

VI. 課税

法人税（“CIT”）

移転価格（“TP”）

付加価値税（“VAT”）

個人所得税（“PIT”）

二重課税協定（“DTA”）の回避

その他課税

VII. 労働

Grant Thornton (Vietnam) Limitedについて

投資促進センター – 南ベトナム

序文



Nguyen Chi Trung

CEO & Managing Partner

ベトナムは、COVID-19の流行期間中、GDPが増加した数少ない国の一つであり、その経済的回復力は証明されています。2021年のGDP成長率は2.58%に減速したものの、2022年のGDP成長率は前年比6.5%と推定され、ベトナム経済はアセアン諸国の中で最も速い成長を遂げています。

ベトナムの利点は、低い人件費、若い人材、教育水準の高い人材、そして政府がインフラ投資を奨励するためにビジネス政策と投資法の改善を優先し続けていることです。従って、最近の課題にもかかわらず、ベトナム経済は拡大し、近代化を続けています。これまで制限されていた産業や分野が開放され、さまざまな自由貿易協定（FTAs）の下で、WTOの約束や義務を果たす機会が生まれています。二国間FTA（例：英国及び韓国）や、EUベトナム自由貿易協定、CPTPPなどの協定によって、成長はさらに刺激されています。従って、Grant Thornton Vietnamは、投資促進センター（南ベトナム）の協力を得て、ベトナムでのビジネスに関心をお持ちの方々のために、本資料を作成しました。

本ガイドラインでは、すべてののテーマを完全に網羅しているわけではありませんが、生じうる重要な疑問のいくつかに答えることを意図しています。実務上、具体的な問題が発生した場合には、ベトナムの法令を参照し、適切な専門家の助言を得ることが必要になることが多いでしょう。このガイドが、ベトナムでのビジネスをより深く知り、さらに理解するための一助となれば幸いです。さらに専門的な指導が必要な場合は、ご相談に応じるとともに、弊社がお役に立てることは何かを確認させていただきます。

注意事項：本ガイドラインは一般的なものであり、特定の個人または法人の状況に対応するものではありません。弊社は、正確かつタイムリーな情報を提供するよう努めますが、これらの情報が本ガイドを受領した時点においても正確であること、または将来にわたっても正確であることを保証するものではありません。また、特定の状況を十分に検討した上で、適切な専門家の助言を得ることなく、これらの情報に基づいて行動することはできません。

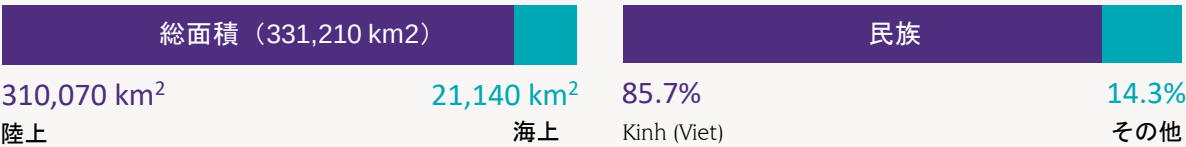


A scenic landscape photograph of a tea plantation. In the foreground, there are rows of green tea bushes. The middle ground shows a valley filled with mist, with a few trees standing on a hillside. In the background, there are rolling mountains under a blue sky with some clouds. The overall atmosphere is peaceful and natural.

国概要

主要統計

ベトナムは、若い人材、安定した政治体制、安定した通貨、多額の外国直接投資（“FDI”）の流入、強力な製造業、持続可能な成長へのコミットメントを備えています。



位置情報

東南アジアに位置しており、タイ湾、トンキン湾、南シナ海の沿岸にあります。また、ベトナムは中国、ラオス、カンボジアの国境に接しています。



気候

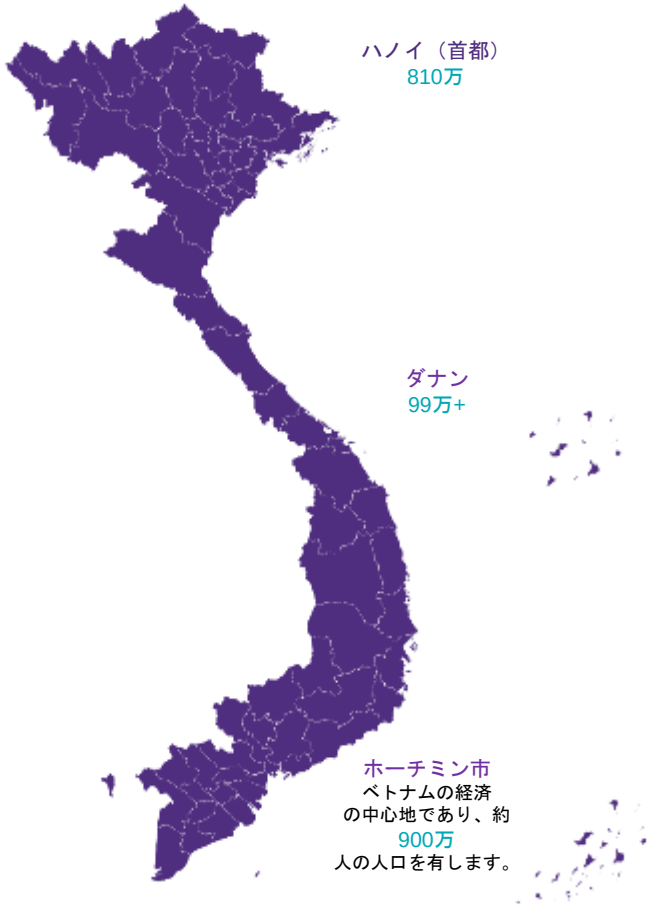
南部は熱帯、北部はモンスーン気候で、暑い雨季（5月～9月）と暖かい乾季（10月～3月）があります。



時間帯

GMT+07

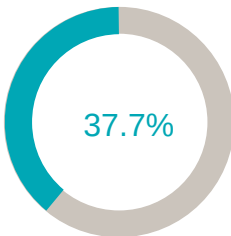
主要都市部 – 人口



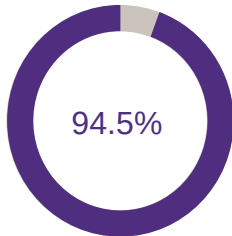
2022年の人口

98,953,541

ベトナムは東南アジアで3番目に人口の多い国（インドネシア、フィリピンに次ぎ）です。



2022年の都市人口



リテラシー



2022年の人口増加率

0.90%

（出典：世界人口調査 – 2022）



政府の形態
社会主義共和国



元首
国家主席
Nguyen Xuan Phuc



政府首脳
首相
Pham Minh Chinh



立法

一院制国会
500席
5年期間



司法

最高人民裁判所
1名主任判事
13名審査員



所得状況
低中所得



2022年上半期の
GDP成長率は

6.42 %

この成長は、主に下記の要因によるものです。

- 農業・林業・水産業
2.78%
- 産業・建設
7.70 %
- サービスセクター
6.60 %



2022年上半期の総輸出額
1,859億4,000万ドル

主要パートナー

米国 中国 日本 ヨーロッパ

主要輸出品目

- 化学製品
- 農産物
- 肥料
- ラスチック製品
- 金属製品
- コンピュータ、電子製品、要素構成
- 携帯電話、アクセサリ
- カメラ、カムコーダー、アクセサリ



2022年上半期の総輸入額
1,852億3,000万円ドル

主要パートナー

中国 韓国 日本 ロシア

主要輸入品目

- 機械
- 装置
- 原材料
- 鉄
- 燃料
- 化粧品
- 高級品
- 電子製品

(出典：統計局)

雇用水準

統計総局は、COVID-19パンデミックの安全で柔軟な適応と効果的なコントロールの方針が、2022年上半期の労働市場にプラスに働いたと認定しています。

雇用者数および被雇用者の平均月収は、前年同期に比べ、若干増加しました。また、生産年齢人口の不完全雇用率も前四半期に比べ減少しました。

統計庁によると、2022年上半期の同国の15歳以上の労働力人口は約5,030万人と推計されました。

その内、1,390万人の、農業、林業、水産業に従事する人たちです。これが全体の27.7%を占め、工業・建設業が1,670万人で33.4%、サービス業が1,950万人で38.9%を占めています。

2022年上半期、統計総局は、全国の失業率は2.39%であると発表しました。同国の若年層失業率（15～24歳）は7.78%、生産年齢人口における不完全雇用率は2.48%となっています。

生活水準

労働・障害・社会省の発表によると、全国の貧困率は2.23%に低下し、貧困に近い世帯の割合は3.11%でした。

ベトナムの社会経済的地位の向上は一般的に、特に人間開発は大きな進歩を遂げました。国連開発計画（UNDP）によると、2022年の人間開発指数（HDI）は0.693に上昇し、中位グループから上位グループに移行しています。ベトナムのHDIは、2022年には世界の国では第116位、世界の解域の中で第189位に上昇します。



5,030万

人の生産年齢人口

生活費用

ベトナムは、比較的生活費用が安い国です。2021年のマーサー生活費用レポートで調査した209都市のうち、ハノイの評価は第139位、ホーチミンは第143位でした。この2都市は、クアラルンプール（第152位）よりは高いが、プノンペン及びバンコク（第125位及び第46位）よりはまだ低いです。

労働力の



38.9%

がサービス業に従事（1,950万人）

それとは対照的に、COVID-19の大流行によって、多くの人々が正規雇用の機会を奪われています。そのため、新しい職業に就けない人もいれば、不安定で持続不可能な代替の非正規雇用への移行を余儀なくされる人もいます。さらに、労働供給が著しく削減され、雇用者数はここ数年で最低の水準に落ち込んでいます。また、燃料費の高騰が続き、インフレは一向に収束する気配がありません。従業員の収入や所得は減少しており、労働者の生活環境は厳しいものとなっています。経済発展の目的をよりよく達成するため、政府は労働市場のさらなる発展に向けた施策の導入に重点を置いています。また、国内外からの投資を促進するために、減税制度の改革と改善、ルールの適切な運用を継続しています。



第139位

ハノイの生活費用ランキング



第143位

ホーチミンの生活費用ランキング

ビジネスマナー

挨拶

ベトナムの取引先との挨拶や別れ際には、右手首の上に左手を乗せて両手で握手し、少しお辞儀をするのが習慣となっています。あるいは、頭を下げることもできます。

ビジネスミーティング

ベトナムでは対面での面会は非常に礼式なものとされており、政府機関や国営企業との面会は通常、面会予定日の最大1週間前に確認されます。ビジネス会話を始める際に、名刺は両手で取引先と受け渡します。相手を理解し、適切な敬意を示すために、相手の名刺をよく読む必要があります。単にちらっと見て、ポケットや財布に入れるだけではいけません。もう一つ重要なことは、商談後の昼食や夕食への誘いを積極的に受けることです。ベトナムでビジネスを成功させる鍵の一つである人間関係を構築するために、ビジネスパートナーが夕食や昼食会をアレンジしてくれることがよくあります。

ベトナム人の呼称

ベトナム人の名前は、欧米の名前の順序と逆に書かれ、一般的に姓（ファミリーネーム）、ミドルネーム、名（ファーストネーム）の3つから4つで構成されています。該当する場合は、専門職の肩書きを追加することができます。ベトナム人への挨拶は、最後に書いた名前（ファーストネーム）を使うのが一般的です。

ビジネスウェア

働く場では、ベトナム人は保守的にプロフェッショナルな服装を着用します。男性はスーツ、女性はスーツやワンピースを着用します。暑い時期は、特にベトナム南部では、政府関係者と会う場合を除き、ジャケットやスーツの上着は必要ありません。

お土産・贈答品

ベトナムでは、お土産を贈るのが一般的です。取引先への感謝やお礼、敬意を表す場面は、年間を通じて、また商談の場でも数多くあります。プレゼントやお土産は高価なものでもなくとも、友情への感謝の気持ちを表すものです。



祝祭日

12ヵ月間雇用された従業員には、祝祭日に加えて、年間最低12日の年次有給休暇（バケーション）が与えられます。

1月1日	元日
旧正月 (変更)	テトの祝日 (5日)
旧暦の3月10日 (変更)	フン王記念日
4月30日	南部解放記念日
5月1日	国際労働記念日
9月2日	建国記念日 (2日)



ベトナム経済

ベトナム経済のCOVID回復後への備え

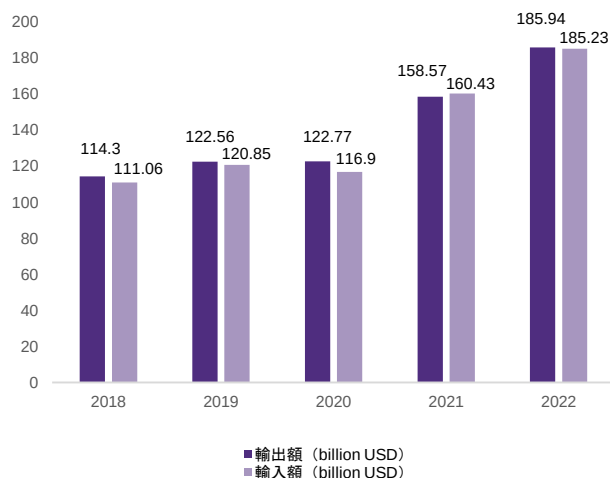
2022年の最初の3ヶ月間、ベトナムの社会経済開発は、世界経済がその勢いを維持し続け、生産活動が促進され、世界のサプライチェーンが徐々に開放されていくという状況の中で行われます。しかし、ロシアとウクライナの紛争は、何百万人もの人々の生活に影響を与える大きな人道的危機を生み出し、世界の経済成長にも支障をきたしています。したがって、2022年の国際機関の世界的な成長率予測は、これまでの予測よりも低くなっています。

国内では、ベトナムは世界経済の回復に追いつくために経済の回復と発展を図り、2022年1月30日付の第13回国会決議の目標を達成することを決意しています。政府は、社会経済復興開発プログラムに関する決議No.11/NQ-CPを公布し、同プログラムを支援するための財政・金融政策に関する決議No.43/2022/QH15を実施しました。

各省庁、各支店、各自治体では、解決策を同時に実施するためのアクションプランの作成に注力しています。市民の支持と経済界の信頼に基づき、政府の社会経済復興開発プログラムはその効果を実証し、経済の回復と持続的な経済発展の原動力を生み出しました。わが国の社会経済は、多くの成果をあげてきました。ほとんどの産業や分野が回復し、再び成長し始めています。

「農業と並んでベトナム政府が力を入れているのが、工業分野です」

2018年～2022年上半期の商品の輸出入総回転数



(出典：統計局)

2022年初頭の企業活動は徐々に回復しています。COVID-19の流行の複雑な展開により、多くの自治体で社会的距離を置くことが実施され、農林水産物の生産・加工・消費のサプライチェーンに影響を与えています。しかし、このような課題にもかかわらず、農業部門は多くの効果的な解決策を講じ、ベトナム経済の基盤としての役割を担っていることがわかります。これらの解決策により、パンデミック時の社会保障と安全を実施するための重要な基礎である、食糧・食料品・必需品の供給が確保されました。

農業と並んでベトナム政府が力を入れているのが、工業分野です。COVID-19の流行があっても、外国人投資家はベトナムの多くのビジネス分野に投資し続けており、特に工場を探して投資しています。その結果、ベトナムの経済発展は安定的に推移しています。



ベトナム政府は、2023年までの持続的な経済回復プログラムを構築するための解決策を研究しています。これにより、疫病対策ロードマップに適応したソリューションの導入と、主要産業や国内分野の回復に注力することができます。ベトナムは下記の準備ができています。

- 生産・ビジネスモデルの革新
- デジタルトランスフォーメーションに伴う企業の再構築
- 能力と競争力の向上
- 労働改革と労働力の再編成による従業員の「保持」
- 新技術への投資による、課題のチャンスへの変換
- 市場に拡大による、グローバルなバリューチェーンへの参画

世界銀行は、COVID-19によるさまざまな危機を乗り越えたベトナム経済の回復力を証明しています。ベトナムは、パンデミックが発生した2020年にプラスのGDP成長率を記録した数少ない国の一つです。GDP成長率は、デルタ株出現の影響で2021年に2.58%に鈍化したが、2022年には5.5%に回復すると予想されます。

2022年6月上旬、ベトナム経済は世界的な不確実性の高まりにもかかわらず、力強い回復の勢いを維持し続けました。

国家予算は5ヵ月連続で増収を記録し、国家予算総額は前年同期比29.4%の増加となりました。

しかし、経済にはさまざまな障害もあります。

- 6月のCPIインフレ率は、主にガソリンと必須消費財・サービスの価格上昇により3.37%に上昇しました。
- 輸出は緩やかに増加し、輸入は停滞したままです。

ベトナムへの直接投資及び成長

ベトナムを含む新たな市場を求めている外国直接投資（FDI）は、ベトナムの産業・経済成長を支える重要な原動力の一つとなっています。FDIは国内経済の主要な構成要素であり、投資資金の動員、技術、現代的なガバナンス、ベトナムの輸出市場の拡大に大きく寄与してきました。

2022年6月20日現在、外国人投資家の新規登録資本金、株式購入のための調整資本金および拠出金の合計は140億3000万米ドル以上に達し、2021年同期比91.1%に相当しています。FDIプロジェクトが生み出した資本は100億6,000万米ドルと推定され、前年同期比8.9%増となりました。

ロシアとウクライナの投資比率は0.23%と小さいため、ロシア・ウクライナ戦争はベトナムへの外国投資に大きな直接的影響を与えていません。しかし、物価の高騰やサプライチェーンの混乱など、間接的な影響も出ています。この紛争をきっかけに、投資先をロシアやウクライナからアジア諸国へシフトする流れが生まれるかもしれません。ベトナムも長期的にはこの外資シフトの恩恵を受けることができますが、このトレンドはまだ確定していません。

COVID-19の大流行にもかかわらず、ベトナムは電子産業への国際的な投資を誘致し続けており、外国の電子ビジネスもベトナム北部に工場を維持しています。ベトナムの半導体産業は、今後5年間で急速に発展することが予想されています。特に電子産業の製造拠点として、多くの海外投資家がベトナムを選び続けています。外資系エレクトロニクス企業の65%が北部地域に、約30%が南部地域に、そしてわずかながら中部地域にも生産拠点を設けています。

35,184

有効なプロジェクト数値

登録資本金は

4,279億7,000万ドル

2,616億
6,000万ドル

FDIプロジェクトの累積実現
資本

61.1%

有効登録投資資本合計

84

の国及び地域が

2022年上半期でベトナムに投資
しています。

FDIの主な貢献者:

シンガポール

総投資資本は41億ドル（29.5%）

大韓民国

総投資資本は 26 億 6,000 万ドル (19%)

その他

デンマーク、中国、オランダ、日本

（出典：計画投資省 – 2022年6月）

ベトナムへの直接投資の理由

COVID-19の流行がうまく管理されれば、FDIの流れは大きく増加することが予想されます。大口投資家の資本の動き以外にも、小規模なFDIプロジェクトは、ベトナムが2021年と2022年に締結した自由貿易協定を活用するでしょう。ベトナムは、以下のような要因から、外国人投資家にとって最も魅力的な投資先の一つとなっています。

#1

地域包括的経済連携（RCEP）が発効しましたが、これは重要な出来事です。ベトナムは2021年11月2日にRCEPに署名し、2022年1月から発効しています。

RCEPは、20年以内に加盟国間の輸入関税の少なくとも92%を撤廃する方向にあり、電子商取引、商業、知的財産権に関する共通のルールを確立する予定です。RCEPは、貿易商人が個別の国ごとの要件を満たすことなく、協定のどの加盟国にも商品を輸出できるようにすることで、コストと時間を削減することを目的としています。

RCEPと環太平洋パートナーシップ包括的先進的協定（CPTPP）は、米中貿易戦争による世界経済の損失を相殺するものです。また、この2つの協定は、北東アジアと東南アジアの経済が、技術、製造、農業、天然資源などの強みを結びつけ、より効率的に活動できるようにするものです。

RCEPが完全に実施されれば、ベトナム企業にとって、輸出の増加、地域の新しいバリューチェーンへの参加、外国投資の誘致強化など、多くの機会を提供することになるでしょう。今回の合意でも、ベトナムやアセアン諸国が海外からの投資を呼び込む拠点となるチャンスがあります。ベトナムは安全で魅力的な場所と考えられています。



#2

ベトナムは、COVID-19の大流行後、現在強い回復の兆しを見せています。政府は、経済成長を促進するために、警戒を怠らず、インセンティブを導入し、金融支援を実施しています。隔離命令が解除され、企業の再開が許可され、事業を再開しています。

#4

ベトナムの労働力は、非常に若く、豊富で、優秀です。さらに、この地域の人件費はかなり競争力があると考えられます。

#3

ベトナムは政治的に安定している、大きな潜在的マーケットです。1億人近い人口を抱え、中産階級が急成長しているベトナムの国内マーケットの活用は、ビジネスや投資の戦略として考えられます。

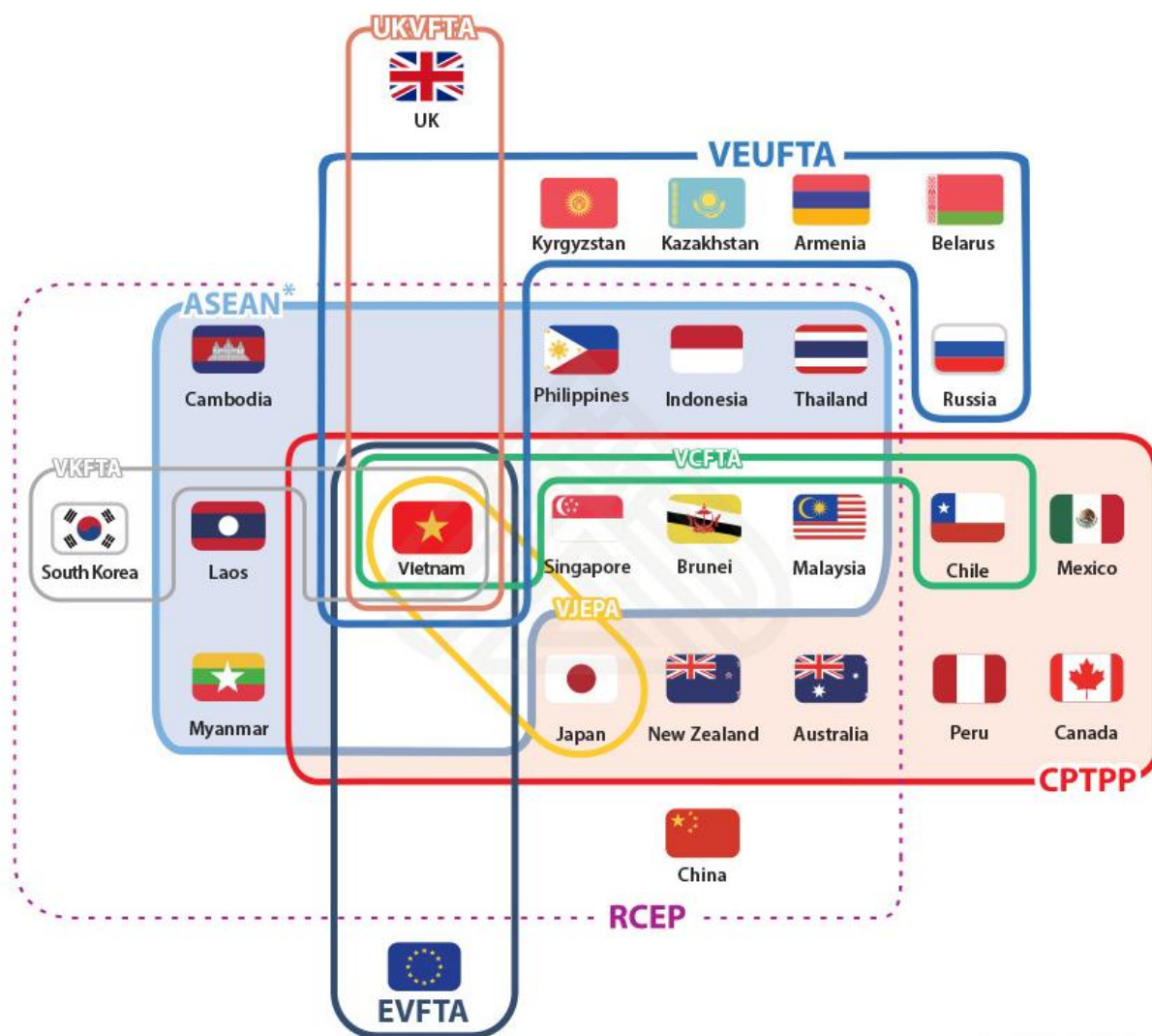
#5

経済のデジタル化に伴い、企業に有利な様々な規制が変更・制定されています。行政手続きも簡素化され、投資の制約も軽減されます。政府は、経済効果の大きい投資プロジェクトを奨励するため、特別な優遇措置や投資支援の適用を決定しています。

ベトナム市場は、経済、社会、政治における強みから、徐々に世界中の外国人投資家の注目と関心を集めてきました。したがって、投資家やFDI企業にとって、ベトナムは現在も将来も投資先としてスイートスポットであると言えるでしょう。



貿易協定



Graphic © Asia Briefing Ltd.

ベトナムは世界で最も多くの自由貿易協定（FTAs）を結んでいる国の一つです。合計17の貿易協定に署名し、そのうち15が発効、2つの協定で交渉が終了し、3つの協定が進行中です。

FTAsはベトナム製品の海外市場参入の門戸を広げ、貿易相手国との貿易収支の改善に寄与しています。輸出高以外にも、FTAsは他の利益ももたらしていますが、最も重要なのは資源への公平なアクセスを確保していることです。

多くのFTAs、特に新世代のFTAsは公正さに注目しており、ベトナムは国内のビジネス環境を継続的に改善することを余儀なくされています。また、貿易取引は、インフラの改善、行政改革の推進、マーケットの障害を除去する取り組みにも役立っています。

また、ベトナムは、世界のGDPの3分の1近くをカバーする世界最大の貿易協定であるRCEPに署名しています。

ベトナムにおける現在のFTA

No.	FTA	状況	関係者
実施中のFTA			
1	AFTA	1993年より有効	ASEAN
2	ACFTA	2003年より有効	ASEAN、中国
3	AKFTA	2007年より有効	ASEAN、韓国
4	AJCEP	2008年より有効	ASEAN、日本
5	VJEPA	2009年より有効	ASEAN、日本
6	AIFTA	2010年より有効	ASEAN、インド
7	AANZFTA	2010年より有効	ASEAN、オーストラリア、ニュージーランド
8	VCFTA	2014年より有効	ベトナム、チリ
9	VKFTA	2015年より有効	ベトナム、韓国
10	VN – EAEU FTA	2016年より有効	ベトナム、ロシア、ベラルーシ、アメニア、カザフスタン、キルギスタン
11	CPTPP（以前はTPPと呼ばれていました）	2018年12月30日より有効、 2019年1月14日よりベトナムで発効	ベトナム、カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、ニュージーランド、オーストラリア、日本、シンガポール、ブルネイ、マレーシア
12	AHKFTA	2019年6月11日より、香港（中国）、ラオス、ミャンマー、タイ、シンガポール、ベトナムで有効 2021年12月2日より全加盟国で有効	ASEAN、香港（中国）
13	EUVNFTA	2020年8月1日より有効	ベトナム、EU（27カ国）
14	UKVFTA	2021年1月1日より一時的に有効、 2021年5月1日より正式に有効	ベトナム、米国
15	RCEP	2022年1月1日以降に正式発効	ASEAN、中国、韓国、日本、オーストラリア、ニュージーランド
交渉中のFTA			
16	ベトナム - EFTA	2012年5月より交渉開始	ベトナム、EFTA（スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）
17	ベトナム－イスラエル FTA	2015年12月より交渉開始	ベトナム、イスラエル

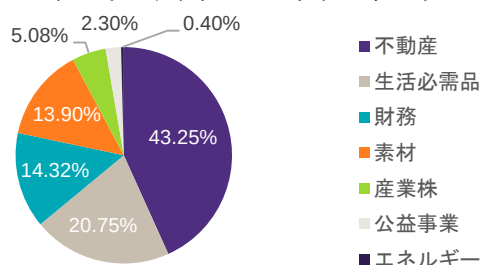
銀行・資本市場

資本市場

ベトナムの証券市場を効率化するため、ホーチミン証券取引所（HOSE）とハノイ証券取引所（HNX）が統合され、ベトナム証券取引所（VNX）が誕生し、2021年12月12日に正式に運用が開始されました。VNXは1億3,020万ドルの資本金を持ち、ハノイに本社を置き、国が100%出資する一人有限責任会社として運営されています。

2021年末のVN-Indexは1,500に達し、2020年末の指数値から35.7%の増加を記録した結果、世界で最もパフォーマンスの高い指数トップ7となりました。2022年1月～6月のVN-Indexは12.5%減少しました。2022年4月～7月にかけて、流動性が低く、長期的な回復のための安定性を欠く中で、市場心理は弱含みのまま、VN-Indexは弱気のトレンドを共有しました。課題は、主に外部マクロ要因、特に金融引き締め政策に関連するものです。また、ロシア・ウクライナ戦争の影響によりエネルギーや食料の価格が高騰し、予測できない世界的なインフレが発生しました。

MSCIベトナムインデックス－セクターウエイト

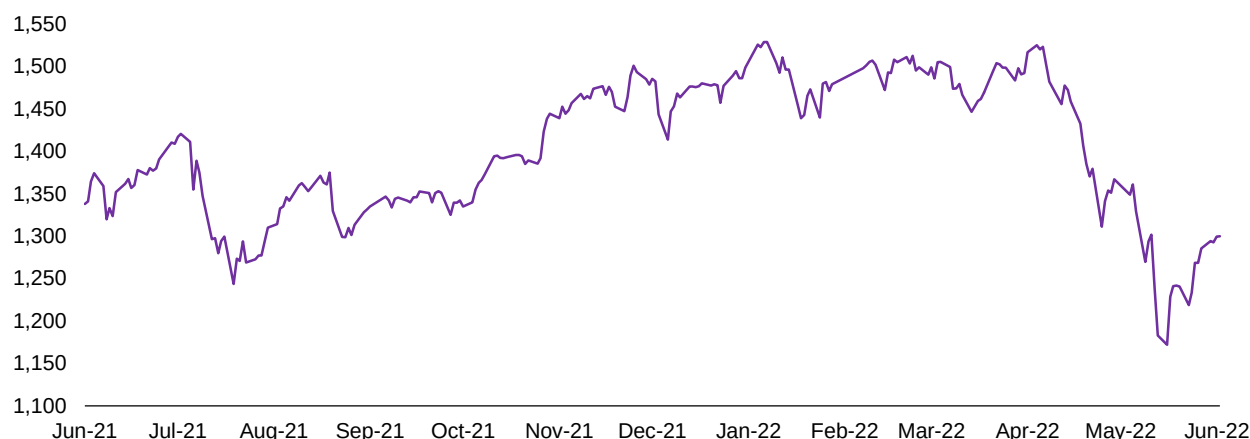


2022年5月31日時点のMSCIベトナム指数によると、不動産は株式市場の約43.25%を占め、時価総額最大のセクターです。次いで、消費財が20.75%、金融が14.3%、素材が13.9%となりました。

上場企業市場のほかに、非上場公開企業市場（UPCOM）も、その銘柄の将来性から投資家の注目を集めつつあります。2022年6月1日現在、UPCOMの時価総額は554億ドルに達しています。UPCOMで取引されている903社のうち、23社の時価総額が10兆ドン（～4,400万ドル）を超えており、国営ベトナム空港公社（ACV）、通信大手Viettelグループの子会社Viettel Global Investment JSC（VGI）、マサン消費財（MCH）、Binh Son Refinery（BSR）など、非常に高い数値を持つ証券コードもあります。

ベトナム証券取引所（VSD）のデータによると、個人投資家の累積口座数は2022年4月30日時点で520万に達し、2021年末に記録した数字と比較して20.9%増加しました。国内の個人投資家による口座開設は510万件です。機関投資家の口座開設数は13,670口座となりました。その結果、ベトナムは株式市場に参加する人口が5.2%に達しました。このような新規口座開設の著しい増加は、近年の銀行金利の低さや他の投資手段への魅力の低下により、2021年から2022年初頭にかけて株式市場への資金流入が旺盛であることが背景にあります。また、Electronic Know Your Customer（e-KYC）技術により、新規口座開設が容易になりました。

VN-INDEX



(Source: 出典：Vietstocks Finance)



銀行システム

ベトナムの銀行システムは、1988年にベトナム国立銀行（SBV）が銀行セクターの規制・監督機能を担い、商業活動は信用機関に移行したことにより、2層構造になりました。SBVは、中央銀行として、またベトナム社会主義共和国の政府機関として機能しています。政府の厳しい指導のもとで運営されているSBVは、主要な業務分野について政府または首相の承認が必要です。ベトナムの銀行システムは、2層システムに分かれて以来、急速に拡大しています。ベトナムの信用機関は、国有商業銀行（SOCB）、株式会社商業銀行、合併銀行、100%外資系銀行、外国銀行の支店、信用協同組合、ファイナンスリース会社、ファイナンス会社で構成されています。

SOCBは銀行システム全体の資産の約41.56%を占めています。しかし、民間銀行や外資系銀行の力強い成長により、これらの銀行の支配力は大きく低下する傾向にあります。

「2020年までの証券・保険市場の再編と2025年までのビジョン」を承認した決定242/QD-TTgによると、すべての株式会社商業銀行は2020年末までに株式を上場し、株式売買の登録をしなければならないとされています。しかし、2022年6月までにPVCOMBANK、BaoViet Bank、Saigon Bankの3つの株式会社商業銀行が未上場のままとなっています。

この10年間で、外資系銀行はベトナムでのプレゼンスを拡大してきました。現在までに、国内には62の外資系銀行支店、2つの合併銀行、9つの100%外資系銀行があります。

現在の法律では、ベトナムの地場銀行に対する外国人の持ち株比率は30%を超えてはならないとされています。この制限の中で、戦略的パートナーとして外資系銀行に認められる株式保有率は最大20%であり、非戦略的投資家は15%を保有することができます。個人投資家は5%以下の株式を保有することができます。このため、外国人投資家はベトナムの銀行セクターへの投資にもはや魅力を感じなくなっています。

法的処置

現行の規制では、信用機関は伝統的な銀行業務から資金運用や証券業務まで、幅広い商品・サービスを提供することが認められています。実際には、許認可の制限から、非伝統的な銀行サービスは、一般的に銀行が別の法人を通して提供しています。ベトナム政府は、WTOへのコミットメントに従い、国内外の信用機関に公平な競争条件を提供することを約束しています。

外国人投資家向け銀行サービス

一般的に、すべての外国人投資家は、ベトナムでビジネスを行うために銀行口座の開設が必要です。外国人投資家は、ベトナムドンとその他いくつかの外貨での口座開設が認められています。外資系企業は、すべての資本金・配当金取引において、資本金口座の開設が義務付けられていることに留意する必要があります。

プライベート・エクイティへの投資機会

未曾有のCOVID-19パンデミックは、すべての国の経済の健全性と将来の成長に大きな変化をもたらしています。その中で、パンデミックに対応したベトナムの成功体験は、より魅力的なポジションを獲得しています。

ベトナムは、東南アジア諸国の中でも、COVID-19ピーク時とその後において、目覚ましい経済成長を遂げ、投資規模も拡大し、幅広い層から投資家を呼び込むことができました。

2021年6月～2022年6月、ベトナムのプライベート・エクイティ・セクターは335件の取引成立と155件の取引発表を記録しました。開示された取引額の合計は約7,434百万ドルです。この期間、クローズド・パリュエが1億米ドル以上の取引は17件ありました（資本IQ&合併市場）。

昨年のベトナムのM&Aでは、株式会社三井住友銀行がVPBank金融会社（FE Credit）の49%の株式を1,372百万ドルで取得し、消費者金融がトップとなりました。さらに、タイのAyudhya銀行も、ベトナムのSHB財務をサイゴン・ハノイ商業銀行から買収したと発表しました。

ベトナムでは昨年、厳しい社会的距離を置く期間によってデジタル決済の需要が大きく高まり、PE会社や多国籍企業の関心を集め、2021年から2022年のM&Aトレンドで最もホットな分野の1つとなっています。VNLIFEがDragoneer投資グループ主導のシリーズB資金調達ラウンドで2億5千万ドル以上の資金調達に成功するなど、多くの取引について報告されています。さらに、モモは、みずほ銀行が主導するシリーズE資金から2億米ドルを調達したと発表しました。

2021年6月～2022年6月に、民間企業が記録しました



発表済み・成立済み

490取引

昨年度の400名に対して

335

取引が成立しました

155

新規取引が発表されました

76

取引が51%以上の出資
を目標とします

（出典：資本IQ&合併市場）

昨年のベトナムのM&Aでは、CrownX法人がTPG資本、Abu Dhabi投資権威（ADIA）、Alibabaなどの投資家コンソーシアムから7億5,000万米ドルを調達し、TikiもAIA Insuranceが主導するシリーズE資金調達ラウンドで2億5,800万ドルを調達するなど、小売・エコマーズが第2位を占めた。また、再生可能エネルギーは、特に2050年までにネットゼロエミッションを達成するという首相の強いコミットメントを受けて、外国人投資家から特に注目されている産業の一つです。この期間の注目すべき取引はまた、スペインのIberdrolaがドイツの自然エネルギーグループであるSowitecのベトナム子会社と開発中の550MWのパイプラインを買収したことです。

ロシアとウクライナの紛争が続いているため、ベトナムへの燃料や資材の供給が滞り、2022年の経済成長に悪影響が出ていますが、良好なマクロ要因と政府の外国投資家への税制優遇などの支援政策により、外国投資家はベトナムを世界で最も魅力的な投資市場の1つであると評価しています。

2022年のベトナムのM&Aの見通しは明るいですが、電子商取引、再生可能エネルギー、消費者金融、そして特に不動産などの産業は、外国人投資家にとってますます魅力的なものとなっています。2021年、不動産業は310億米ドル以上の登録FDIを受け取りました。しかし、COVID-19の影響により、払い込まれた資金は26億ドルにとどまりました。3月15日に国境が開放され、投資家は現地に赴き、市場調査や候補地の評価を行うことができるようになりました。不動産投資の増加に伴い、M&A案件も増加すると思われます。



ベトナム 投資の主要 セクター

製造業

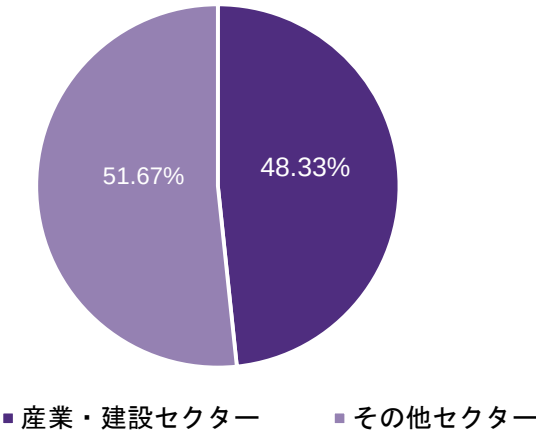
グローバル企業がサプライチェーンの多様化、弾力性や接続性の向上、一国への依存度の低減を目指す中、ベトナムは戦略的立地や輸送、労働力、生産コストにおける優位性から、製造業の投資先として最有力となっています。

IHS Markitによると、2022年6月のS&Pグローバル・ベトナム製造業PMIは54.0となり、5月の54.7からわずかに低下しましたが、それでも同部門の健全性が毎月確実に改善されていることを示すものでした。現在、過去9ヵ月間、いずれも景況感は強含みで推移しています。

2020年の決議No.115/NQ-CPによると、政府は2025年までにベトナム企業が高い競争力を持つ裾野産業の製品を製造できるようになり、国内の生産と消費の必須ニーズの45%を満たすという目標を掲げています。

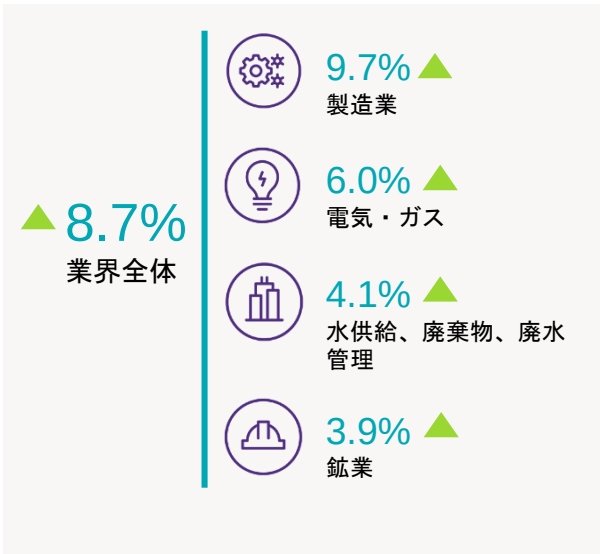
COVID-19にもかかわらず、ベトナムは世界的なサプライチェーンの混乱を乗り越え、新興の製造拠点と考えられています。

2022年1～6月期のGDPシェア



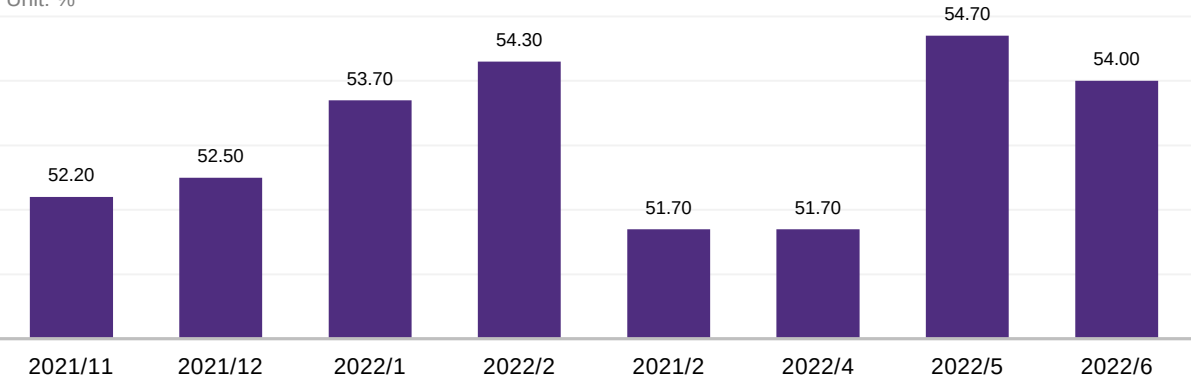
2022年1～6月期の鉱工業生産指数

前年同期比IIP成長率



製造業PMI（購買担当者景気指数）

Unit: %



Source: General Statistics Office (GSO) of Vietnam



パンデミックの第4波は、企業の閉鎖や営業停止、渡航制限、サプライチェーンの遅延など、ベトナム経済に大きな影響を及ぼしています。しかし、政府の迅速な対応により、エレクトロニクス、機械工学、繊維、皮革・履物、ハイテク産業、自動車産業など、製造業の原材料、予備部品、部品の供給に関連する産業の振興策が実施され、企業はこの嵐を乗り切ることができました。

政府の努力と巻き返りで、企業は繊維分野を中心に環境に配慮した素材や技術の研究・開発を進めています。は、COVID-19の最も困難な時期を、抗菌マスクの導入と輸出で乗り切りました。さらに、インフレ時代に鉱石、スクラップ、石油などの輸入原材料への依存度を下げるため、大規模な鉄鋼コンビナートの投資と成長が奨励されています。

2022年1-6月期の一部主要工業製品指数(IIP)



▲ 28.1%

印刷に関連するサービス活動



▲ 22%

衣服



▲ 21.7%

ゲーム・おもちゃ



▲ 13.9%

穀物粉碎機製品



▼ 15.1%

繊維・衣料・皮革製造用機械



▼ 15%

コンクリート、セメント、石膏

出典：ベトナム統計局（GSO）

再生可能エネルギー及びクリーンテック

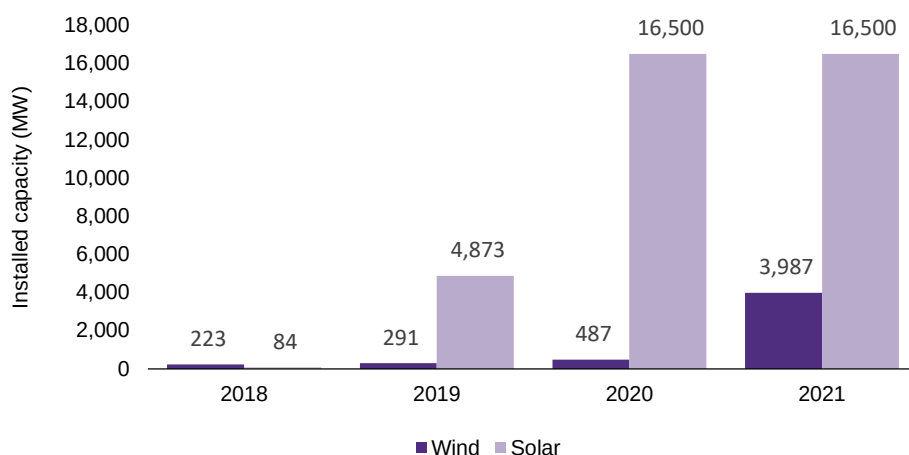


EnergyTrackerAsiaによると、再生可能エネルギープロジェクトの導入数が劇的に増加していることから、ベトナムは「アジアの次なるクリーンエネルギー大国」と呼ばれているそうです。

2021年末の再生可能エネルギー導入量に関する最新情報

2021年末の電力系統全体の設備容量は76,620 MWに達し、2020年比で7,500 MCの増加となりました。再生可能エネルギーの設備容量のうち、太陽光と風力は20,670 MWで、2020年比で3,420 MC増加し、システム全体の20.7%を占めています。

2021年末までのベトナムにおける再生可能エネルギー（太陽光・風力）の累積設備容量



関税のインセンティブは、太陽光発電プロジェクトは2020年末、風力発電プロジェクトは2021年11月に失効しています。つまり、2021年から現在に至るまで、投資家が政府の新しい価格メカニズムを待っているため、設備容量が大きく増えていません。

2021年以降の風力・太陽光発電のタリフ

現行の規制では、関連する関税の期限までに営業活動を達成しなかったプロジェクトは、関税オアクシヨンの対象となります。しかし、2022年1月、工業貿易部（MOIT）は別の関税体系を提案しました。これは、投資家がMOITが発表した価格枠の中で電力価格を交渉し、EVNとPPA契約を結ぶことを前提にしています。

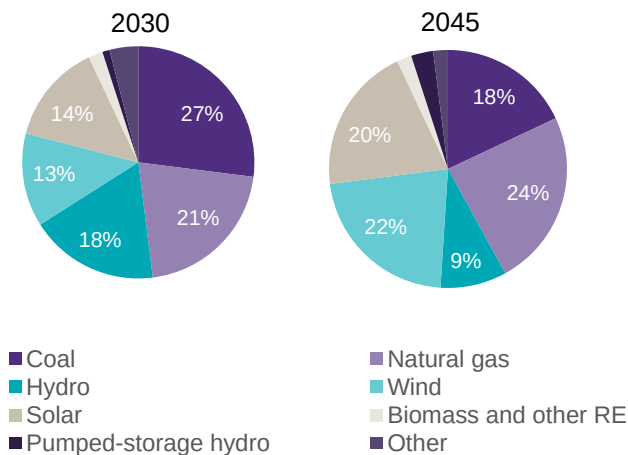
さらに、経済産業省は、EVNが2022年に新規再生可能エネルギープロジェクトの入札を開始し、2025年まで関税を適用するよう勧告しました。入札モデルは未定ですが、EVNは先に、政府が発電所の用地特定と整地を行い、落札事業者が建設・運営を行う「ソーラーパーク競争入札」など、いくつかのモデルを提案しています。また、「変電所型競争入札」という入札モデルも提案されており、政府が利用可能なメガワットの変電所を特定し、各変電所の一定の容量を入札にかけるといふものです。

電源開発計画8（PDP8）についての最新情報

2021年3月、PDP 8の1stドラフトが政府に提出されました。原案のポイントは以下の通りです。

- 2030年までに開発されると予想される電源の総容量は146,000 MWです。しかし、これまでとは異なり、化石燃料に焦点を当てたものではなく、風力・太陽光発電の比率は、これまでの40%から、最新の草案では50.7%と提案されています。
- エネルギー源の多様化、再生可能エネルギーの増加、石炭依存度の低減です。石炭使用量は2045年には9.5%に減少します（以前は15%～19%）。
- バイオマス、アンモニア、水素を加えます。これまでのバージョンと比較すると、最新のドラフトでは代替エネルギーに焦点が当てられています。PDP8で示されたビジョンでは、石炭や天然ガスから、バイオマス、アンモニア、水素へと移行する方針が示されています。

PDP8改定に伴うエネルギー資源



DPPAプログラムに関する最新情報

2022年5月、経済部（MOIT）は、再生可能エネルギー発電事業者と主要電力需要家との間のDPPA試験プログラムに関する第2次決定案（2022年5月決定案）を公表したばかりです。第2次草案でのポイントは以下の通りです：

- パイロットスキームの最大容量は1,000MWです。
- 発電事業者およびオフテーカーは、MOIT DPPA電子登録ポータルがオープンした日から45営業日以内に、この制度への参加申請書を提出する必要があります。
- 電力消費者は、EVN/PCから小売価格（前回のMOITサーキュラー案で提案されたVWEMスポット市場価格＋DPPAチャージの代わりに）で電力を引き取り、購入することになります。

再生可能エネルギープロジェクト向け融資

ベトナムの再生可能エネルギー発電への投資は、ほぼすべてが国内および地域からのものです。ベトナムの最新のPDP8では、年間110億ドル以上の資金需要が見込まれており、その大部分は再生可能エネルギーに充てられるとされています。そのため、再生可能エネルギーの急速な普及を維持するためには、ベトナムの外資誘致能力が不可欠となります。外国人投資家は、100%外資系企業、ジョイントベンチャー、BOT契約による官民パートナーシップ（PPP）など、認められた投資形態を選択することができます。低い固定価格買取と高い生産コストのため、リスクを最小限に抑えるためには、PPPが最も有効な参入手段です。PPPの期間は商業運転開始日から20年間です。



観光・接客業

2022年5月15日より、ベトナム政府はベトナム入国前のSARS-CoV-2ウイルス検査の義務付けを中止しました。しかし、パンデミックの状況は、保健省がパンデミック予防・制御対策の適切なガイドラインを作成し、引き続き監視を続けています。

ベトナムの観光セクターは、パンデミックの初期には受動的に対応し、その後、ベトナム政府が計画した社会・経済の再開と並行して反動的に対応し、成功しました。特に、政府当局や旅行会社は、国内観光を奨励し、この分野の景気回復を後押しする戦略を実施しています。

パンデミックの経済的影響は、最も影響を受けた分野の一つである観光業に劇的な変化をもたらし、国際観光と国内観光の両方が崩壊しました。しかし、近年、ベトナムはこの分野の強力な開発戦略に賭けています。

2019年には1,900万人以上の観光客がベトナムに押し寄せ、毎年約327億6,000万米ドルを消費することから、政府はベトナムの観光産業をパンデミック後に再開する決定を熟考しているようです。パンデミックの間、ベトナムはCOVID-19ウイルスの発生に対抗するためにあらゆる手を尽くしました。世界で最も厳しい国境管理を行い、ワクチン接種を積極的に行ったことが話題となりました。その結果、『Our world in data』の最新データによると、人口9,800万人のうち81%近くがワクチンを接種し、2億1,900万回分のワクチンを接種しています。このことは、世界中の旅行者の心にベトナムへの旅行への自信を植え付けました。

多くのホテルオーナーとホテルオペレーターは、国際市場の回復に追いつくために、事業を再開し、採用・研修計画を実施し、マーケティング活動を推進しています。多くのホテルプロジェクトは、近い将来に観光客を迎えるために、建設、完成、再開前の活動の実施を積極的に加速しています。グローバルな流通システムとメディアネットワークを持つホテルは、この利点を活かして、ベトナムの観光業界に同行して、外国人観光客のプロモーションと誘致を行うことが期待されています。

COVID-19の大流行で深刻な影響を受けた2年間を経て、2022年にはRegent Phu Quoc、Voco Hotel Da Nang、Best Western Plus Marvella Nha Trangなど多くの国際ブランドホテルのプロジェクトが稼働するとホテル業界では予想されています。TopHotelのレポートによると、ベトナムは2025年以降に約130の新規プロジェクト（新規客室数54,038室）を迎える予定です。2022年に30ホテル（10,359室）、2023年に36ホテル（12,302室）の開業が予定されています。また、現在建設中のホテルは64軒あり、2024年以降にさらに31,377室の寄与が見込まれます。ホテルが最も多く建設されるのはホーチミン市で、15軒・7,323室、ハノイでは13軒・4,242室の建設が予定されています。ダナンでは、11施設・2,933室を見込んでいます。



2022年、ベトナムの観光産業が回復と発展の勢いを生み出すために、国内観光が「鍵」となることが決まっています。この2年間で、観光産業は国内市場に全面的に依存せざるを得ませんでした。2022年の目標は、年末までに6,500万人の旅行者を迎え、そのうち6,000万人が国内旅行、500万人が海外旅行で、400兆ドンの収入をもたらすことで、この目標達成のために努力を続けていきます。

“ベトナムの観光産業は、2022年に400兆ドンの収入をもたらすことを目標としています。”

130

の新規プロジェクト
2025年以降に

Ho Tram

Ba Ria – Vung Tau

Da Lat

Lam Dong

Phan Thiet

Binh Thuan

Quy Nhon

Binh Dinh

観光商品については、2022年にはリゾート観光商品、グリーンツーリズム、エコツーリズム、医療観光、介護観光の需要が高まる傾向にあります。特に、2022年以降はCOVID-19後の症状により、健康リハビリテーションやウェルネスツーリズム、メディカルツーリズムの需要が増加すると考えられます。観光消費行動については、COVID-19以降の最近の傾向として、安全な観光地の選択、グリーンツーリズム、エコツーリズム、避暑地などが注目されています。2022年も引き続き、近場への旅行、少人数での旅行、家族旅行が多くの旅行者に選択される傾向にあります。





ベトナムで設立 された企業

企業法（LoE）は、2020年6月17日にベトナムの国会で可決され、2021年1月1日に施行されました。この法律では、事業体の法的形態として、以下の4種類を規定しています。

- ・ 有限責任会社（LLC）
- ・ 株式会社（JSC）
- ・ 個人事業主
- ・ パートナースhip

2021年1月1日にパブリック・プライベート・パートナーシップに関する法律が施行されました。PPP契約による投資の形態は、監督官庁と投資家の間の契約に基づいて行われます。

2020年6月17日に国会で「投資2020法」が採択され、構造的に外資に寛容になったようです。ただし、「ネガティブリスト」を導入し、「制限分野リスト」に明示された分野以外で、外国企業のベトナムへの投資を認めています。特定の分野への投資は、一定の条件を満たすことがあります。外国人投資家には条件付投資規則が適用され、さらに以下のような潜在的な制約があります。

- (i) 出資比率の制限
- (ii) 投資形態に関する制限
- (iii) 事業活動や投資活動の範囲に関する制限
- (iv) 出資者・協力者の資金力
- (v) その他、国際条約やベトナム法に基づく条件

ベトナムで投資を行うために法人を設立しようとする外国人投資家は、投資プロジェクトが必要です。投資プロジェクトとは、企業が中長期的に資金を投入し、特定の地域や期間で投資活動を行うことを宣言する提案の集合体です。また、投資家の法的地位を証明する書類を提出する必要があります。さらに、財務能力に関する報告書、投資優遇措置に関する提案書も提出する必要があります。投資登録証明書（IRC）は、一般的な投資プロジェクトに関する書類一式を受け取ってから15日以内に発行されます。IRCの発行後、投資家は事業登録証明書（BRC）を申請して、法人設立手続きを完了し、投資プロジェクトを実行に移さなければなりません。当局が追加書類を要求した場合、これらの手続きに時間がかかることがあります。IRCは当局の裁量に委ねられるため、場合によっては認められないこともあります。

必要資本

一般的に、会社の資本金には上限と下限がありません。ただし、一部の分野では、商業銀行には最低3兆ドン（1億2,900万米ドル相当）の資本金要件が求められるなど、事業を開始する前に一定の資本金基準を満たす必要があります。

企業憲章

会社定款は、会社の設立と運営を規定する文書の一つです。会社憲章は、取締役会および株主・所有者に付与される権限、義務および債務を定めています。

提出要件

ベトナムで設立されたすべての会社は、財務省によって規制されたベトナムの会計基準およびシステムに準拠する必要があります。

決算日から、個人事業主・合名会社は30日以内、その他の法人は90日以内に決算書の提出が義務付けられています。

第三者による監査済みの財務諸表は、外国投資会社、公開会社、証券会社、信用機関、金融機関、保険会社/ブローカーにとって必須の要件です。



設立後は、その他に以下のような主な手続きを行う必要があります。

- 全国企業登録ポータルへの情報掲載を発表
- 社印の彫刻
- 銀行口座開設
- 社会保険事務所に社会保険加入の登録をする
- 事業免許税の登録および所轄税務署への納付
- オンライン納税登録、インボイス登録
- その他

外国企業は、以下のようにベトナムに拠点を置くことができます。

- 有限責任会社
- 株式会社
- パートナースhip
- 支店
- 駐在員事務所
- 業務提携契約

外国人投資家は、既存の国内企業の資本や株式を購入することもできます。ただし、分野によって所有権に一定の制限があります。

有限責任会社

合同会社には、(i)一人有限責任会社と(ii)二人以上の社員がいる有限責任会社があります。どちらの形式も上場はできません。

有限責任会社には株式を発行する権利はなく、有限責任会社の総社員数は50名を超えることはできません。有限責任会社は、複数の法定代理人を置くことができます。

有限責任会社は、株式を発行することができません。現金のほか、金、土地使用権、知的財産権、技術、技術ノウハウなどの資産価値で出資することができます。

有限責任会社は、法律に従って定款の資本金を減額することができます。

株式会社

株式会社（JSC）は、3つ以上の組織または個人によって保有される株式に分割された定款資本を持つ会社です。JSCは、複数の法定代理人を置くことができます。JSCは公認の法人であり、ベトナムの法律上、株式を発行できる唯一の会社形態です。株主は、出資した資本金の額を限度として、その債務および負債に責任を負います。JSCは、有価証券を発行し、証券取引所に上場することができます。JSCは、100%外資か国内資本のどちらか、または外資と国内投資家のジョイントベンチャーの形態をとることができます。

JSCは、設立株主が会社の株式を引き受けることによって設立されます。株主は3名以上であることが必要であり、法律で上限は定められていません。

JSCの設立株主は、JSCが売り出すことが許可されている株式総数の少なくとも20%を引き受けなければなりません。株主は、ベトナム人、外国人を問いません。JSCは、普通株式を発行しなければならないが、優先株式や社債を発行することもできます。優先株の種類は以下の通りです：

- 議決権付優先株：政府公認の組織と創業者株主のみが保有
- 配当優先株式
- 償還可能優先株式
- その他の種類の優先株は、会社の定款に従います

株主は、優先株を普通株に転換することはできますが、普通株を優先株に転換することはできません。会社の株式は、議決権付き優先株式を除き、株主間で自由に譲渡することが認められています。

業務提携契約("BCC")

業務提携契約とは、複数の当事者間で締結される契約関係で、一般的には外国人投資家と現地企業との間で締結されます。これは、法人を設立するのではなく、パートナーが相互に責任を分担し、利益と損失を共有することに基づいて事業活動を行うことを許可するものです。この形態は、LLCやJSCが制限される業界で従来から使われてきました。この形態は、経営権を海外パートナーに譲渡することなく、私的な資金調達を行う手段です。

官民パートナーシップ契約 ("PPP")

官民パートナーシップ (PPP) 契約とは、インフラプロジェクトや公共サービスのために、政府が民間セクターと締結する契約形態です。PPPは通常、交通、電力生産、給水、排水、廃棄物処理などのプロジェクトに利用されています。これには、BOT (Build-Operate-Transfer) 契約、BT (Build-Transfer-Operate) 契約、BTO (Build-Transfer-Operate) 契約が含まれます。これらの契約の違いは、プロジェクトが政府に移管される時点にあります。PPPに関する法律によると、5つの本質的な分野に焦点をあてています。1. 交通機関 2. 送電網、発電所 (水力発電所など一部を除き) 3. 灌漑、上水道、排水、廃水処理、廃棄物処理 4. 健康管理、教育、トレーニング 5. ITインフラ

支店

支店は外国直接投資の一般的な形態ではなく、特定のセクター (銀行や法律事務所など) にのみ適用されます。支店は独立した法人ではありません。

- 外国企業は、少なくとも5年間事業を継続していることを条件に、ベトナムに支店を設立することができます。
- 外国企業の支店は、ベトナムで商業活動を行うことができますが、駐在員事務所は許可されません。
- 支店は毎年、事業の運営と財務状況を産業貿易省に報告することが義務付けられています。

駐在員事務所

商法に基づき、外国人投資家はベトナムに駐在員事務所 (RO) を設置することができます。ROについては、以下のような規定があります:

- 外国籍の親会社がベトナムでROを設立するためには、少なくとも1年間は操業している必要があります。
- ROのライセンスは05年間有効ですが、有効期限が切れた場合は延長または再発行されることがあります。
- ROは、収益を上げる活動 (契約の締結、商品・サービスの販売など) を行うことはできません。ROは、連絡事務所としての活動、市場調査、親会社のビジネスや投資機会の促進のみが許可されています。
- ROは、現地の産業貿易省に毎年活動報告書を提出することが義務付けられています。

パートナーシップ

ベトナムでは、パートナーシップの構成員であり、事業の共同所有者である個人が少なくとも2人いれば、パートナーシップを設立することができます。これらの個人はゼネラルパートナーとなり、パートナーシップのすべての義務に対して無制限の責任を負うことになります。また、パートナーシップには、個人または組織で、資本の一部のみを拠出し、その拠出額を上限として有限責任および権利を有する有限責任パートナーが存在する場合もあります。

一般的に、ベトナムにおける外資系企業への投資において、パートナーシップはあまり利用されていません。





会計・監査

会計制度

外資系企業は一般的にベトナム会計制度(VAS)の適用が義務付けられています。VASは主に以下の通達一によって規定されています：

通達第200号

2014年12月22日付通達第200/2014/TT-BTC号 (“通達200号”) ベトナムでのすべての種類の企業

通達第133号

通達第133/2016/TT-BTC号 (“通達 1 3 3 号”) 中小企業向け

通達第132号

通達第132/2018/TT-BTC号 (“通達 1 3 2 号”) 零細企業向けのVASに関するガイダンス

通達第210号

ベトナムでのすべての証券会社は通達第210/2014/TT-BTC号 (“通達 2 1 0 号”)を適用することが義務付けられています

通達 200号

通達200号は決定第15/2006/QD-BTC号に代わるもので、ベトナムの会計制度 (“VAS”)に関するガイダンスを提供しており、この会計基準はベトナムでのすべての業種が適用されています。

通達 133号

通達133号は、中小企業 (“SMEs”) 向けのVASに関するガイダンスを提供しており、2006年9月14日付決定第48/2006/QD-BTC号及び2011年10月4日付通達第138/2011/TT-BTC号で SMEsに適用される内容を置き換えました。SMEs は、それぞれの業種、経営、意思決定の目的に合わせて、会計制度を主体的に設計・構築することが認められています。SMEsは、Circular 200 および関連する規定の修正、補足、代替に基づく会計制度を適用することができますが、税務当局に通知し、会計年度を通じてこの会計制度の適用を一貫することが必要です。

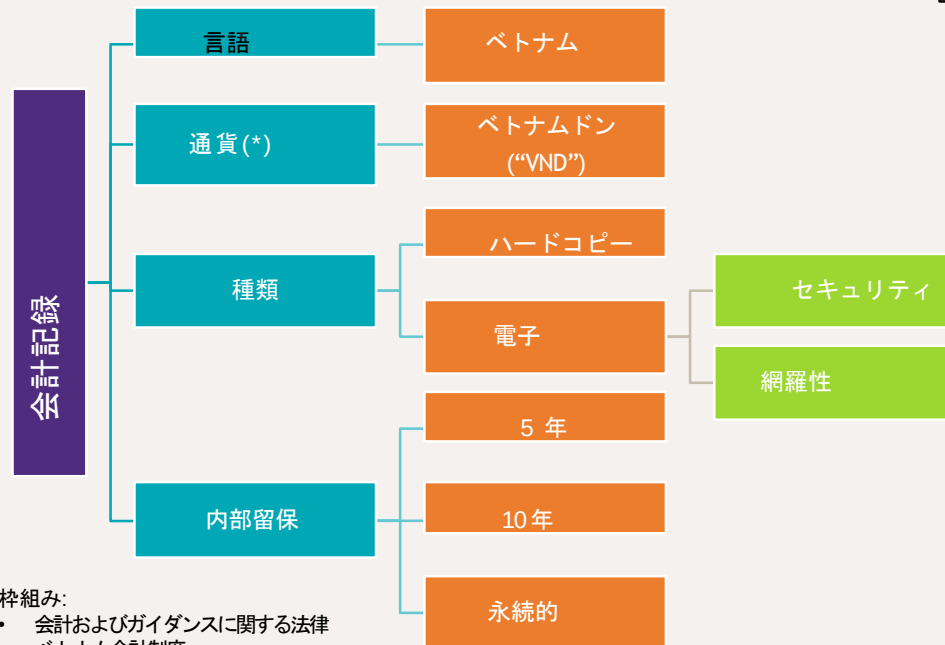
通達132号

通達132号は、零細企業向けのVASに関するガイダンスです。通達132号は、2019年4月1日以降に開始する会計年度から発効されました。したがって、小規模事業者は、会計主任を任命する必要はなく、可能であれば、会計主任サービスに従事することができます。さらに、CIT対売上高比率(%)に基づいて法人税 (“CIT”)を支払う零細企業は、財務諸表を作成し、税務当局に提出する義務はありません。零細企業は、自らの裁量で、中小企業の会計規則に関して通達132号または通達133号のいずれかを適用することができます。

通達210号

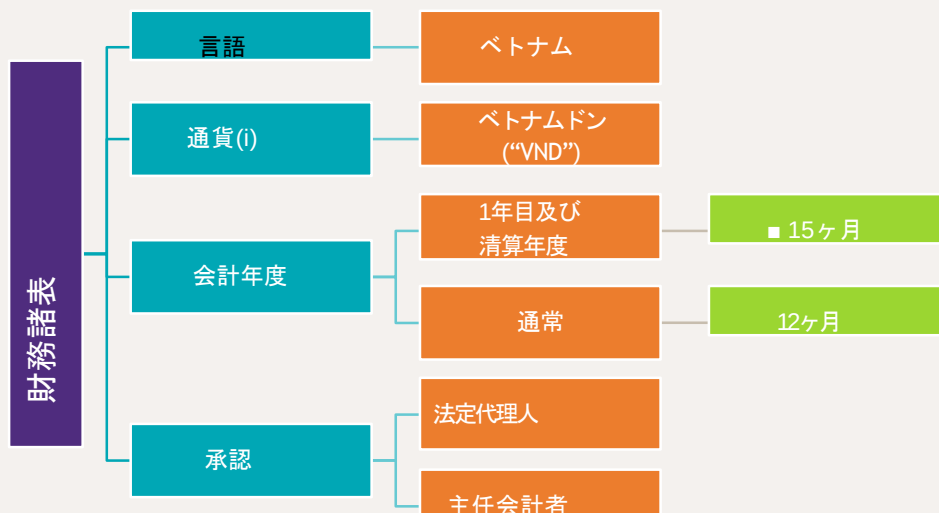
通達210号は、証券会社に適用される会計制度に関するガイダンスです。通達210号は、ベトナム証券法の規定に基づいて設立され、運営されている証券会社に適用される財務諸表の勘定科目一覧表、会計方法、会計帳簿の様式、作成方法、および財務諸表の表示に関する多くの修正を規定しています。通達210号は、2016年1月1日以降に開始する会計年度から証券会社に適用されます。

会計記録



(*) 外国投資企業は、取引の記録や会計記録の保持に他の通貨を選択・使用することができますが、出入金が主にその他の通貨建てであることを明確に証明できることが条件です。ただし、法定報告においては、機能通貨として他通貨を使用している企業は、一定の規則に基づいて、当該他通貨で作成された財務諸表をVNDに換算しなければなりません。

財務諸表



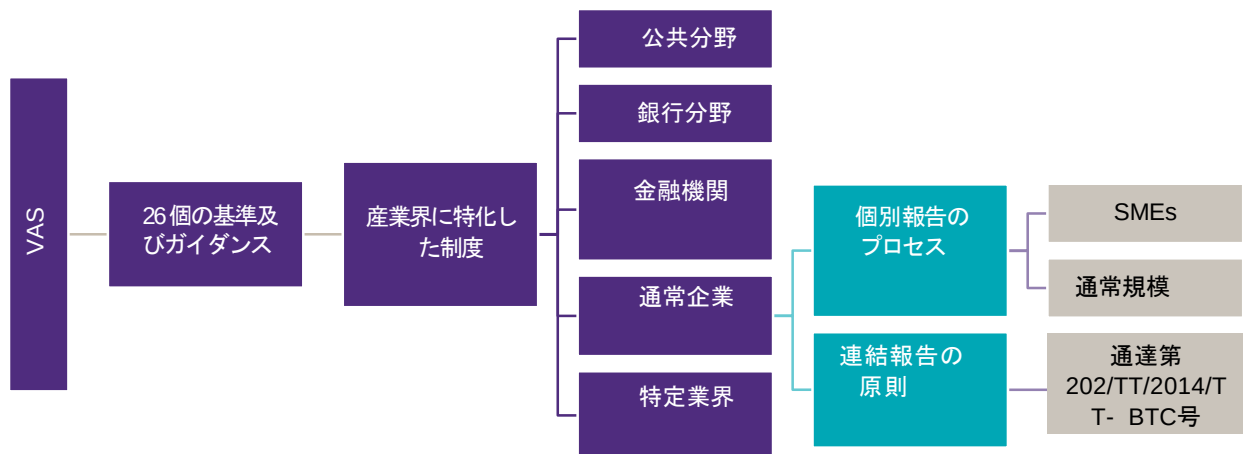
(i) 企業が、取引の認識、会計記録の保持、財務諸表の作成において機能通貨として外貨を選択する場合には、その財務諸表は、法定報告目的のために、VNDに換算される必要があります。

⑦VASは、会計年度の変更に伴う財務諸表についていくつかの要件を特定されます。

会計規定



ベトナム会計基準及び制度(“VAS”)

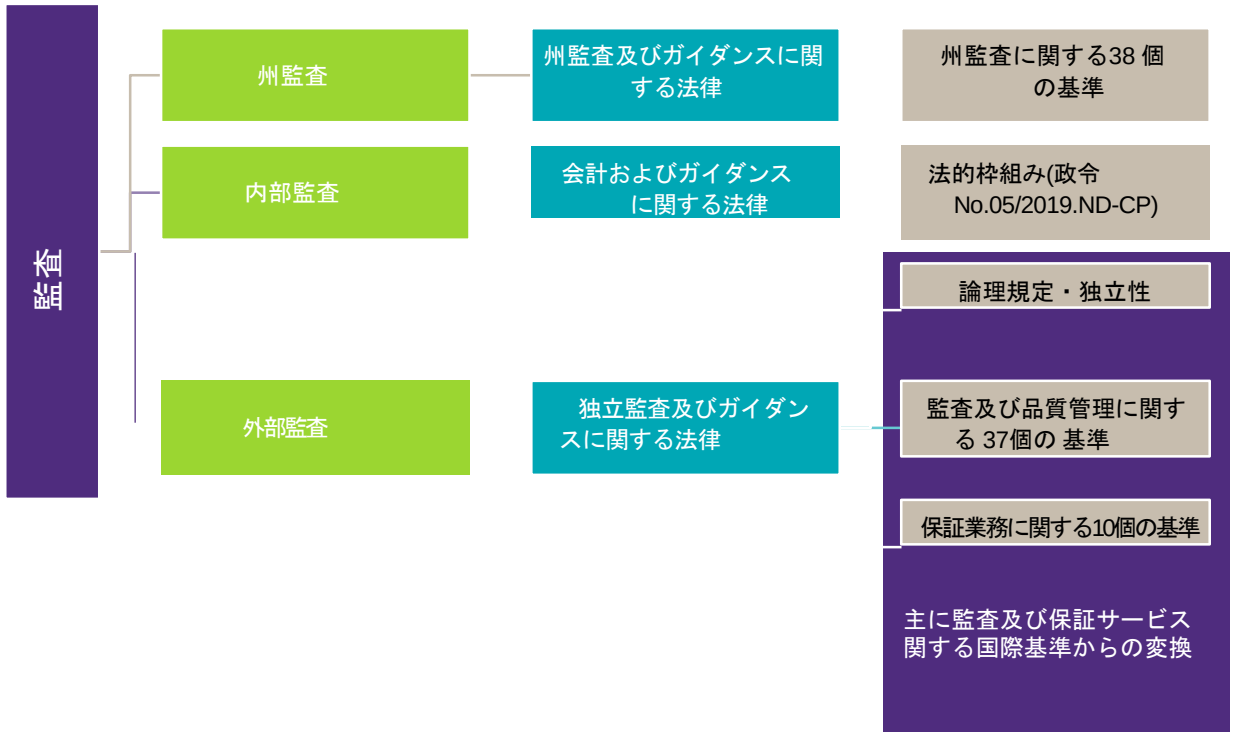


VASの主な特徴:

- 2000年から2005年にかけて、通常の企業に関するベトナム会計基準が発行されました。これらは、発行時に国際会計基準審議会(“IASB”)により公表された国際会計基準(“IAS”)および国際財務報告基準に基づいて採用されています。
- IFRSとVASの主な相違点としては、用語、適用される評価方法またはIFRSの継続的な変更および改訂による開示要件。
- 会計担当者は通常、ベトナム会計基準の代わりに、標準化された財務諸表、会計処理、勘定科目マッピング

ベトナム財務報告基準(“VFRS”)のプロセス

2020年3月16日、財務省は、ベトナムにおける財務報告基準の適用に関する提案を承認した決定書No.345/QĐ-BTCを発行しました。



ベトナムのIFRS適用

VFRSはベトナム財務報告基準であり、IFRSの要件に基づいて開発され、2025年から現行のVASに代わるものとして、暫定的に導入する予定です。実施は2つのフェーズに分かれています:

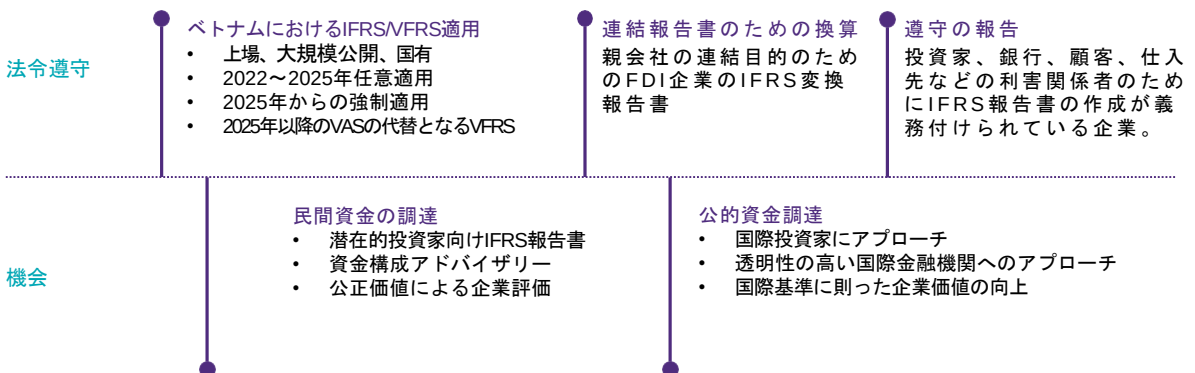
- ・ フェーズ I - 2022年から2025年までの任意適用期間: 大規模国有企業グループの親会社、上場・非上場親会社、大規模公開親会社など、需要があり十分な資源を持つ企業は、連結財務諸表の作成にIFRSを適用することができます。外資系企業も、需要があり、十分な資源があれば、法定（個別）財務諸表の作成にIFRSを適用することができます。
- ・ フェーズ II - 強制適用(2025年以降): フェーズ I の実施結果を踏まえ、財務省がIFRSを強制適用するか否かを評価し、決定します。

2025年以降は、すでにIFRSを採用している企業や零細企業向けVAS(通達第132/2018/TT-BTC号に従い)を採用している企業を除き、全ての事業体にVFRSの採用が義務付けられます。IFRSやVFRSを採用する必要性も資源もない零細企業の会計実務については、財政省から具体的なガイダンスがある予定です。

IFRSは世界で最も普及している会計制度の一つであり（140以上の国・地域で適用）、先進国の財務管理当局が適用を推奨していることから、IFRSの（任意）導入は企業にとっていくつかの利点があります。IFRSの適用により、各国間の財務情報の透明性・比較可能性が強化されることが期待されます。

さらに、IFRSは企業、顧客、仕入先がより効果的、効率的、経済的に資本市場にアプローチすることを支援することも目的としています。

報告にIFRSを適用することにより、ベトナムの企業は以下のような利益を得ることができであろう:



主要な監査要件

強制年次監査

公共の利益のエンティティは“レビュー済み”半期財務諸表および“監査済み”年次財務諸表の提出が義務づけられています。2021年にMOFによって承認され、承認された企業のリストには、40の監査法人が含まれています。2021年に財務省によって認可及び承認された監査法人は40社であります。



上場企業



国有企業



銀行



証券会社



金融機関



保険会社

外国直接投資企業は、年次財務諸表の監査を受けることが義務づけられています。2021年にMOFによって許可及び承認された企業のリストには、207の監査法人が含まれています。

合併や買収、所有者の変更、終了、破産などの特別な状況に関与する他の事業体は、監査する必要があります。

監査契約締結期限

監査契約は、2004年3月30日付の法令105/2004/NDCPおよび2012年1月1日発効の独立監査法に従い、企業の会計年度末より遅くとも30日前までに独立監査人と締結する必要があります。

監査報告書の期限

監査済みの年次財務諸表に記入し、該当する許認可機関に提出/届出する必要があります。企業の本社がある中央政府の管轄下にある省・市の財政局、地方税務局、統計局へ、会計年度終了後3ヶ月目の末日までに提出する必要があります。輸出加工区または工業地帯に所在する企業については、必要に応じて輸出加工区または工業区管理委員会に財務諸表を提出します。

公共の利益エンティティは、貸借対照表日から半期レビュー済みの財務諸表は45日以内、期末監査済みの財務諸表は90日以内に提出・公表することが義務づけられています。

監査報告・ローテーション

銀行、非銀行信用機関、外国銀行の支店などの特定の企業は、5年連続で監査法人を交代させるか、他の監査法人と交代させなければなりません。その他の企業については、監査法人や監査人の交代に関する同様の要件はありません。

公共の利益のエンティティ(“PIE”)については、すべての上級職員(業務パートナー、業務の品質管理審査員、またはその他の監査パートナー)の関与は、連続する4年を超えることができません。

監査意見書は、監査法人の法定代理人1名と監査人1名を含む2名の公認会計士による署名が必要です。

署名する公認会計士は、3年連続、1年間隔でローテーションする必要があります。

内部監査

上場企業、国有企業、証券会社などの特定の場合では、強制的な内部監査が必要です。





課税

ベトナムにおけるほとんどの事業活動および投資には、以下の税金が課せられる可能性が高い:

- 法人所得税(年次申告);
- 付加価値税(月次または四半期の提出);
- 個人所得税(月次または四半期の確定申告と年末確定);
- 外国契約者源泉徴収税(月次申告または発生時)

影響を与える可能性があるその他のさまざまな税金があります

以下の特定の活動:

- 特別売上税;
- 天然資源税;
- 固定資産税;
- 輸出関税;
- 環境保護税。



法人税



付加価値税



所得税



外国請負業者源泉課税



その他(特別売上税、天然資源税、固定資産税、輸出税、環境保護税)

法人税(“CIT”)

優遇税率

(ライセンス取得する際に申請や承認することが必要)

0%

10%

15%

17%

標準税率

20%

CIT率

現在、CITの標準率は20%です。特定の産業はより高い税率が適用されます:

- 石油・ガス業界で運営している企業は、地域や特定の案件によって32%から50%の範囲の税率が適用されます。
- 鉱物資源の探鉱、探査、開発に従事する企業は、場所によって40%または50%のCIT率が適用されます。

投資優遇制度により法人税が減免される場合があります。

税制優遇

優遇CIT率:

- 15年間は10%、10年間は17%(2016年1月1日より適用)
- 特定の社会保障分野（教育、医療など）には、プロジェクトの全期間にわたって10%の税率が適用されます。

税金の免除

- 企業が初めて利益を上げた後、一定期間に法人税は完全免除。
- その後、適用税率の50%で課税される期間
 - 4年間免税、その後9年間50%減税、
 - 4年間免税、その後5年間50%減税、

基礎

場所

適格経済・高い技術地帯、特定工業地帯、社会経済的条件的厳しい地域

分野

教育、ヘルスケア、スポーツ、文化、高い技術、環境保護、科学研究、インフラ開発、再生可能エネルギー、ソフトウェア製造

投資規模

投資資本、最低収益、最低従業員数の要件を満たす大規模製造プロジェクト



損金算入可能な費用と損金不算入費用

損金算入可能な費用

費用は、以下の要件を満たす場合には、損金算入されます。

- ・ 事業活動に関連するもの;
- ・ 十分な正規書類(請求書、VND 2000万以上の取引の非現金支払証拠など)。
- ・ 特に損金不算入と特定されていない。

損金不算入費用

- ・ 現行の規制に準拠していない固定資産の価償却;
- ・ 実際に支払われていない、あるいは労働契約や労働協約に記載されていない従業員報酬費用;
- ・ 従業員の福利厚生（従業員の家族に提供される一定の給付を含む）が年間平均給与の1カ月分を超える場合;
- ・ 現行の規制に準拠しない研究開発のための引当金;
- ・ 退職手当及び退職手当の支給が労働法所定の金額を超える場合;
- ・ 外国企業の本社がベトナムでPEに配分した間接費が、所定の収益に基づく配分方式に基づく金額を超える場合;
- ・ 定款資本の未拠出部分に対応する融資の利子;
- ・ 非経済・非信用機関からの借入金に対する利息が、ベトナム国家銀行が定める利息率の1.5倍を超える場合;
- ・ 特定の純支払利息がEBITDAの30%の上限を超える場合;
- ・ 現行の規制に準拠していない株式評価損、貸倒れ、金融投資の損失、製品保証、または建設工事の引当金;

- ・買掛金以外の外貨建項目の期末評価替えによる未実現為替差損;
- ・教育、医療、自然災害、慈善住宅建設などへの一部の寄付を除く寄付;
- ・行政処分、罰金、延滞利息;
- ・任意年金基金への拠出、生命保険料、任意年金の加入、従業員の生命保険料が1人当たり月額300万ドンを超える場合(2018年2月1日から適用);
- ・株式の発行、売買に直接関連する特定の費用;
- ・信用可能な投入付加価値税、法人税、個人所得税(総所得の場合)。

課税所得

課税所得は、総収入と損金算入可能な費用の差額にその他の課税所得を加えたものとして定義されます。

ビジネスユニットは、会計上の利益から課税対象利益を算出するための調整を行うセクションを含む、年次法人税申告書を作成することが求められています。

損失

税務の確定後に損失を発生した事業は、それらの損失を将来の年度の課税所得と相殺するために、最高5年連続して繰り越す権利を持ちます。

優遇が与えられる活動からの損失は、優遇が与えられない活動からの利益と相殺することができ、逆もまた同様。

不動産の譲渡や投資プロジェクトの譲渡による損失は、他の事業活動からの利益と相殺することができます。

納税者は後方損失を持ち越すことはできません。

管理

CITの申告は年一回。

仮払税金は、見積りにもとづき四半期ごとに、また確定にもとづき年度ごとに支払われます。

四半期毎の法人税は、翌四半期の1ヶ月目の末日までに納付しなければなりません。年間法人税確定申告と納税のスケジュールは、会計年度末から3ヶ月目の末日までとなります。

当該年度の第1～3四半期の仮払税金は、年末の法人税確定申告書の年間納税額の75%を下回ってはならないです。そうでない場合、第3四半期の法人税納付期限の翌日から実際の納付日までの遅延利息の対象となります。この規定は2021年度以降に適用されます。

標準的な課税年度は暦年です。暦年とは異なる会計年度を適用している企業については、適用される会計年度に従って課税期間を決定しなければなりません。企業は、課税年度を変更することができますが、選択した期間は12ヶ月を超えることができず、実施前に税務当局に通知することが義務付けられています。

企業は、本社が所在する省に納税しなければなりません。企業が他の省または市に“従属会計生産事務所”を持つ場合、企業の総支出に対する各生産事業所が負担する費用の比率に応じて、課税・納付すべき法人税の額が決定されることになります。

受取配当金

法人株主への配当は、支払企業が支払前に法人税の納税義務を果たしている場合、一般的に法人税が免除されます。

薄い資本化規制

現在のところ、過小資本規制はありません。しかし、海外からの借入金や法人税に関する規制(許容借入枠や過大な金利)には、このような趣旨の一定の制限が見受けられます。

利益還元

ベトナムでは、外国人投資家は、監査済み財務諸表に基づいて利益を得ている場合には、年次で、または投資終了時に、利益を本国送金することが認められています。

外国人投資家またはその投資先企業は、外国人投資家の承認を得て、予定されている本国送還の少なくとも7営業日前に利益を本国に送金する計画を地方税務当局に通知する必要があります。



優遇税率の概要

CIT 率	説明	適用期間	CIT 免除	CIT 削減
10%	(1)社会経済的条件が特に困難な地域、経済圏、ハイテク地帯での新規投資案件からの収入	15 年以下	4 年	9 年
	(2)新規投資案件からの収入: ・ 科学研究・技術開発、特に重要なインフラ開発及びソフトウェアの制作の投資。 ・ 複合材料、軽建材、貴金属・希少材料の製造、再生可能エネルギー、クリーンエネルギー、廃棄物の破壊のエネルギーの製造、バイオ技術の開発。 ・ 環境保護。	(2)の新規投資案件については、政府の決定により、適用期間をさらに15年間延長することができます。		
	(3) ハイテク企業、ハイテク技術を応用した農業企業の収入	15 年	4 年	9 年
	(4) 製造分野において新規に設立された投資案件からの収入(特別売上税の対象となる製品を製造する案件、鉱物開発の案件を除く)は、最低6兆 VNDの投資資本規模を有し、投資証明書の日から3年以内に支出されます、及び ・ 収益を生み出す最初の年から3年以内に、最低総収益が10兆VND/年であること、又は ・ 収益が発生した初年度から3年以内に、3,000人以上のフルタイム従業員を雇用すること。			
10%	教育訓練、職業訓練、文化、医療、保健、スポーツ、環境、司法評価の分野における社会活動からの企業の収入	案件の全期間	4 年	特に困難な地域、社会経済的条件の厳しい地域は5年または9年適用。
15%	社会経済的条件の通常地域における農夫養殖業、農水産物加工業からの企業の収入	案件の全期間		
20%	社会経済的に困難な状況にある地域に拠点を置く新規投資プロジェクトからの収入。 高品質鉄鋼製造、省エネ製品製造、農業、林業、養魚、塩生産用機械設備製造、灌漑設備製造、牛・鶏・水産物用飼料製造・精製、伝統商業・職業発展などの新規投資プロジェクトによる収入。	10 年 (2016年1月から17%のCIT率)	2 年	4 年

研究開発及び大規模の案件に適用される税制の優遇

2021年10月6日、政府は特別優遇分野の研究開発および大規模案件に対する特別投資優遇措置に関する決定第29/2021/QĐ-TTg号を発効されました。詳細な優遇制度は以下のようにまとめることができる:

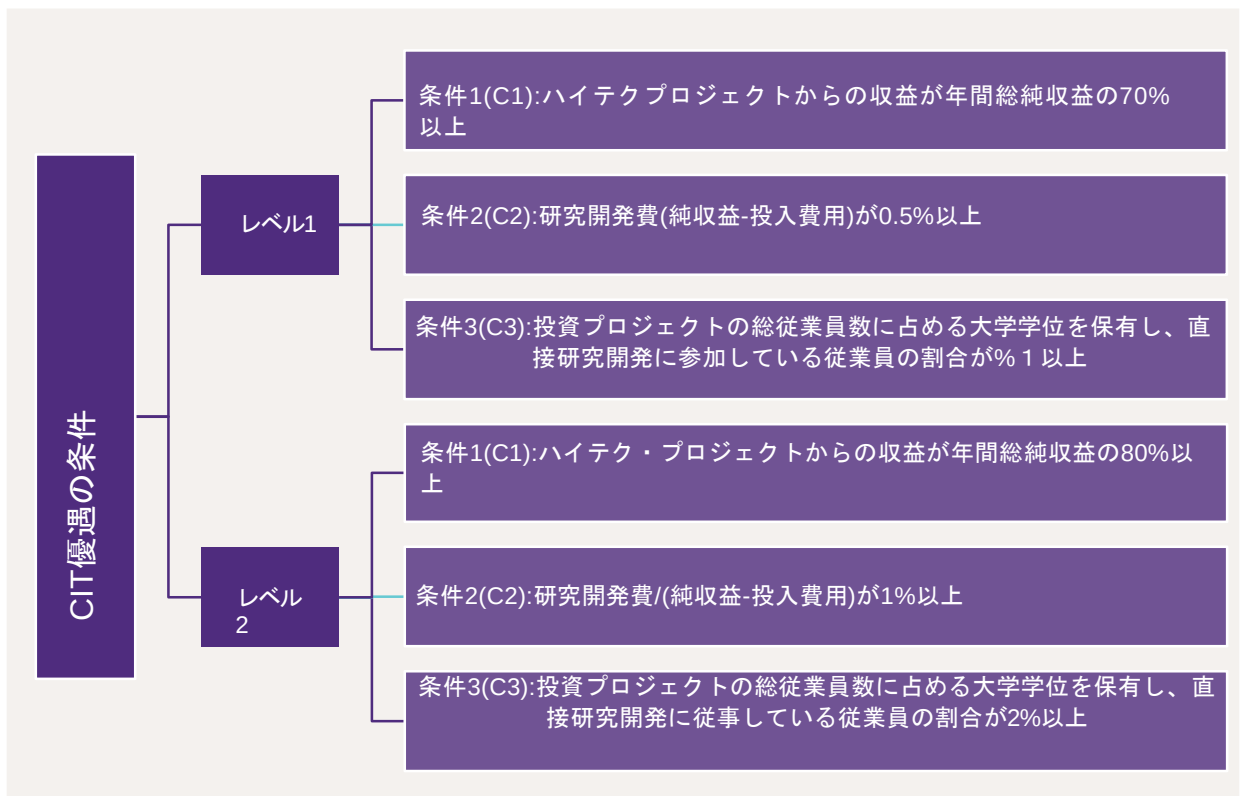
対象案件	特別投資優遇措置の対象となる条件
グループA	以下の条件を満たす新設のイノベーションセンター、研究開発センター: i. 総投資資本金は3兆VND以上 ii. 投資登録証の発行日または投資認可日から3年以内に1兆ドン以上の資本金を払い込むこと。
グループB	以下の条件を満たす特別優遇分野に特化した大規模投資プロジェクト: i. 総投資資本金は30兆VND以上 ii. 投資登録証の発行日または投資承認日から3年以内に10兆ドン以上の資本金を払い込むこと。

本決定のガイダンスにより、新規および拡張投資プロジェクトに特別優遇措置が適用されることになりました。以下は、対象となるプロジェクトに適用されるCIT優遇制度の概要です。

CIT レート	特別投資奨励金の対象となる条件	適用期間	CIT 免除	CIT 削減
9%	Bグループのプロジェクトから生み出される利益に適用	30年	5 年	10 年
7%	次のカテゴリーに該当するプロジェクトから生み出される利益に適用 • Aグループのプロジェクト • 次のいずれかの基準を満たすグループBのプロ ジェクト: i. レベル1のハイテク・プロジェクトとして評価されて いる ii. ベトナム企業にレベル1のバリューチェーンに従事 させる iii. 付加価値(製品の総原価から輸入材料、機械、使用 料等の海外への支払い費用を差し引いたもの、等) が製品原価総額の30%から40%を超えている iv. レベル1の技術移転条件の充足	33 年	6 年	12 年
5%	次のカテゴリーに該当するプロジェクトから生み出される利益に適用 • 総理大臣決定により設置されたイノベーションセンタ ー • 次のいずれかの基準を満たすグループBのプロ ジェクト: i. レベル1のハイテク・プロジェクトとして評価されて いる ii. ベトナム企業がレベル2の価値連鎖に従事している iii. 製品の総原価に占める付加価値の割合が40%を超え る場合 iv. レベル2の技術移転条件の充足	37 年	6 年	13 年

研究開発・大規模の案件に適用される法人税の優遇(続き)

レベル1またはレベル2のハイテク・プロジェクトは、以下のように規定されています:



裾野産業製品に適用される法人税の優遇措置 (続き)

さらに、工業製品を支えるプロジェクトの CIT 優遇に関する政令第218/2013/ND-CP号を補足するために、2021年6月4日に政府によって政令第57/2021/ND-CP 号(“政令57”)が発行されました。政令第57号は2021年6月04日から施行され、遡及的に適用されます。

2015年1月1日より、裾野産業に関する優遇政策が発行され、有効されています。最高レベルのCIT優遇 (4年間の免税、その後9年間の納税額の50%削減、15年以内の優遇税率10%)に加えてのこの分野の優遇政策です。

他の条件（裾野産業に関する条件以外）で法人税優遇措置を受けた、または受けている企業の場合、“残りの優遇期間”は、裾野産業製品製造プロジェクトの条件における法人税優遇期間から、他の優遇条件で既に免税、減税、優遇税率を受けた年数を引いたものとします。



移転価格(“TP”)

TP規則が適用される場合:

- 一方の当事者が他方の当事者の経営、支配または資本に直接的または間接的に参加し、または他方の当事者に投資すること;
- 2つ以上の当事者が直接または間接的に共通の経営、管理、または他の当事者へのまたは他の当事者からの資本出資を通じて参加すること。

ベトナムの移転価格税制は、経済協力開発機構（OECD）によって発行された移転価格ガイドラインとBEPS（Base Erosion and Profit Shifting）行動計画に従って制定されています。さらに、政令132/2020/ND-CPIに基づき、現地の法律家がいくつかの解釈や改良を加えて適用・施行された結果、現地の移転価格規制は元ガイドラインと比較すると相違があります。このため、OECDの一般的なガイドラインを自国の管轄区域で適用している企業は、専門家の助言なしに現地の規制を適応させることは不可能となりました。



コンプライアンス文書に関しては、関連当事者/支配された取引を行うベトナム納税者は、年次TP開示フォームとTP文書の報告書を作成し、両資料で一貫した情報を申告・提出することが義務付けられています。

- TP Disclosure Formsを作成し、年次法人税申告書と一緒に提出する必要がありますが、移転価格文書化報告書は納税者のところに保管し、要求があった場合にのみ調査および/またはレビュー目的で税務当局に提出することができます。移転価格文書化報告書の提出期限は、税務調査の場合は検査法に準拠するように義務付けられており、レビューの目的で要求を受け取ってから 30 営業日です。
- 同時に、ベトナムのTP規則もTP申告簡素化のための閾値を規定しており、当該閾値の条件に違反しない少額・普通納税者は、各々の税年度のTP文書報告書の作成から免除されることになっている。
- 最後になりましたが、2021 年 6 月 18 日に 通達第 45/2021/TT-BTC 号(通達第 45号) が発行され、事前価格合意 (APA) メカニズムの適用に関するガイダンスが提供されました。通達第 45号 は 通達第 201/2013/TT-BTC 号に取って代わり、2021 年 8 月 3 日以降に有効になります。通達第 45号 は、APA に関する宣言、処理、および承認手続きに関するいくつかの明確化を提供するとともに、APA の期間を前述の規則で義務付けられている最大 5 年間から 3 年間に短縮しました。

付加価値税(「VAT」)

 付加価値税の対象外	 0%	 5%	 10%
一部の農産物、畜産物・水産物の肥料・飼料供給、土地使用権譲渡、金融派生商品・信用サービス、各種証券業務など。	海外/非関税地域に販売され、ベトナム国外/非関税地域で消費される商品/サービス、輸出用に加工された商品、国内輸出（条件付き）等を含む輸出商品/サービス。	清潔な水、教材、書籍、医薬品・医療機器、各種農産物・サービス、技術・科学サービス、社会住宅などの必需品/必需サービス。	標準税率

付加価値税率

付加価値税率0%

この税率は、海外/非関税地域に販売され、ベトナム国外/非関税地域で消費される商品/サービス、輸出用または国内用に加工された商品(条件付き)、免税店向けに販売される商品、特定の輸出サービス、輸出加工企業向けに行われる建設・設置、航空・海上・国際輸送サービスなどの輸出商品/サービスに対して適用されます。

付加価値税率5%

この税率は、一般に、必需品およびサービスの提供に関連する経済分野に適用されます。例えば、清潔な水、教材、書籍、未加工食品、医薬品および医療機器、各種農産物およびサービス、技術・科学サービス、ゴムラテックス、砂糖およびその副産物、特定の文化・芸術・スポーツサービス/製品、社会住宅などです。

付加価値税の免除

本取扱いに基づき、アウトプットVATは請求されず、インプットVATは控除できないが、法人税上の損金算入費用が認められるのは、以下のものです。:

- 特定の農産物;
- 肥料、家畜用飼料、鶏・水産物、その他の動物
- 年間売上高が1億VND以下の個人によって提供される商品/サービス;
- ベトナムでは製造できないタイプの輸入掘削リグ、航空機、船舶;
- 土地利用権の譲渡(制限付);

- 金融派生商品および信用サービス（クレジットカードの発行、ファイナンスリース、ファクタリングを含む）、保証付ローンの決済のために貸し手の認可の下で借り手が行うVAT対象相当資産の販売、信用情報の提供。
- 資金運用をはじめとする様々な証券業務;
- 資本割当;
- 外貨取引;
- デット・ファクタリング;
- 一定の保険サービス(生命保険、健康保険、農業保険及び再保険を含む);
- メディカルサービス;
- 教育・研修;
- 新聞・雑誌・各種書籍の印刷・出版;
- 公共旅客輸送;
- 技術、ソフトウェア及びソフトウェア・サービスの移転(輸出ソフトウェアを除く、利率0%の権利を有するもの);
- 宝飾品に加工されていないピースで輸入された金;
- 原油、岩石、砂、希少土壌、希少石材等の未加工鉱産物の輸出、又はこれらの天然資源・鉱物の総価値にエネルギーコストを加えた額が生産コストの少なくとも51%に相当する他の製品への加工
- 科学研究・技術開発活動に直接利用するために、ベトナムでは生産できない機械・装置・材料の輸入;
- 油田・ガス田の探鉱・探査・開発のためのベトナム国内で製造できない設備・機械・予備部品・特殊輸送手段・必要な材料;
- 以下の場合に輸入される商品：政府開発援助、政府機関への外国人寄付、個人への寄付（制限付き）などによる、返金不可の国際援助。

付加価値税申告・納付なし

- ・報酬、ボーナスおよび補助金（マーケティング／販売促進サービスの対価として提供されるものを除く）；
- ・排出権およびその他の金融収入の譲渡；
- ・ベトナムに PE を持たない外国組織がベトナム国外で提供するサービス（輸送手段、機械、設備の修理、広告、マーケティング、海外での投資・貿易促進、海外での商品・サービス販売の仲介活動、研修、国際通信サービスなど）・ベトナムに PE を持たない外国組織が、ベトナム国外で提供するサービス（ベトナム国外で提供するサービス、機械、設備の修理、広告、マーケティング、海外での投資・貿易促進、国際通信サービスの仲介など）；
- ・VAT 登録をしていない非ビジネス組織または個人による資産の売却；
- ・投資プロジェクトの譲渡；
- ・他の製品に加工されていない、または予備加工を経ただけの農産物の販売。

- ・現物出資；
- ・親会社とその子会社間、または同じ親会社の子会社間の特定の資産譲渡；
- ・保険会社による第三者からの補償金・免責金の徴収；
- ・商品/サービスの提供に関与していない他者に代わっての回収（例：A社がB社から商品/サービスを購入し、C社に支払い、その後C社がB社に支払った場合、C社からB社への支払いはVATの対象とはなりません）；
- ・(i) 郵便、電気通信、宝くじ、航空券、バス、船、鉄道のチケットなど、プリンシパルが決定した価格でサービスを販売する代理店、(ii) VATが0%の国際輸送、航空、船舶サービスの代理店、および (iii) 保険代理店が得るコミッション；
- ・非課税の商品/サービスの販売による手数料。

付加価値税の計算方法

控除法

この方法は、(i) VND 10億以上のVATの対象となる年収を有する事業所、及び(ii) 控除法による付加価値税申告の登録を任意に行う一定の場合を含む、関連する規則に従って完全な会計帳簿、請求書及び書類を維持する事業所に適用される。

VAT納付税額=売上VAT -仕入VAT

仕入VATは、以下の要件を満たす場合に控除されます：

- ・事業活動に関連すること。
- ・十分な正規のインボイスと証憑があること。
- ・2,000万ベトナムドン以上の取引で、現金以外の方法で決済すること。
- ・銀行口座を通じての支払い

直接法

この方法が適用される：

- ・VATの対象となる年間収益が10億VND未満の事業所；
- ・個人・企業家計；
- ・適切な会計帳簿を保持していない事業所、投資法に規定されていない形態で事業活動を行う外国の組織または個人。
- ・金・銀・貴石等の取引を行う事業所

VAT納付税額=課税対象価額 * 法令による税率

直接VAT計算ための法令による税率sは、事業内容によって以下のように異なります。

- ・1% この比率は、“流通、商品供給”の事業に対して適用されます。
- ・3% この比率は、“商品の製造、輸送、商品に関連するサービス、材料を除く建設”の場合。
- ・5% この比率は、“サービス業、建設業（材料費を除く）”に対するもの。
- ・2% この比率は、その他の事業活動に対するもの。

付加価値税の管理

VAT責任物品および供給品を製造するすべての組織および個人は、VATの登録をしなければならない。さらに、支店も別途登録し、自らの取引について付加価値税を申告しなければなりません。

ビジネスユニットは、毎月、翌月の20日までに、または次の四半期の1ヶ月目の最終日までに(前年の年間収益が500億VND以下の会社については)、付加価値税の申告書を提出し、支払う必要があります。

インボイス・支払伝票

現在、ベトナム企業は、印刷済みのインボイス、自分で印刷したインボイス、電子インボイスを使用して、VATの申告を行うことができます。インボイスには、必ず記載しなければならない項目が定められており、厳密に反映させる必要があります。

2014年12月24日以降、税務総局は、請求書、契約書、支払伝票及び関連資料に一貫性が必要であり、支払伝票には関連する契約に対する支払額を明記しなければならないと規定されています。そうでない場合は、VATの控除対象とはなりません。

商品の販売及びサービスの提供に関する電子請求書を規定する2020年10月19日付政令第123/2020/ND-CP号によると、電子請求書は2022年7月1日から企業に対して義務付けられることになりました。

電子請求書には、以下の2種類があります。

- 電力、石油、通信、運輸、金融、保険、医療、e-コマース、スーパーマーケット、貿易など、特定の業種の企業や、技術インフラに関して一定の条件を満たす企業には、税務当局の認証コードがない電子請求書が認められます。
- 上記以外の企業、および高税率リスクに該当する個人・企業には、税務当局の認証コード付きの電子請求書が適用されます。

付加価値税の還付

2016年7月01日以降、以下の場合を除き、付加価値税の払戻しはできなくなります：

- 輸出業者については、過剰投入の付加価値税が3億ドン・ドルを超えている場合は、毎月/四半期ごとに払い戻しを受けることができるが、払い戻しを受ける輸出販売に関連する投入付加価値税の額は、輸出収入の10%を超えてはならない。
- 運用前投資フェーズの新規に設立された事業体は、毎年、または累積されたVATクレジットがVND 300百万を超える場合には、VATの還付金を請求することができます。

ただし、投資プロジェクトについては、以下の場合には付加価値税の還付は認められないものとします：

- 登録された定款資本金が全額拠出されていない場合；
- 条件付投資プロジェクトは、投資法の条件を満たしていない場合；
- 2016年7月1日以降に認可された天然資源を開発する投資プロジェクト、または天然資源とエネルギー費用のコストが製品の総コストの51%以上を占める製造プロジェクト。

VATの減税

2022年1月28日に政令第15/2020/ND-CP号が発表され、VATの2%減税に関するガイダンスが示されました。政令第15は2022年2月1日から施行され、2022年12月31日まで有効となります。以下は、VAT減税に関する政令第15号の重要なポイントです。

- 基本的に、2%のVAT減税は、現在10%のVATが課されている商品およびサービスに適用されます。Decree 15は、2%のVAT減税の対象とならない商品およびサービスの付録を提供しています。付録には、詳細な製品コードとHSコードも記載されています。
- 2%のVAT減税は、輸入、製造、加工、取引を含むすべての段階で一貫して適用されますが、石炭の採掘は除きます。
- 企業は、2%のVAT減税の対象となる商品/サービスについて、個別のVAT請求書を発行する必要があります。



個人所得税(「PIT」)



居住状況

納税居住者

- ・ 暦年に183日以上、または連続する12ヶ月間、ベトナムに実際に滞在している。また
- ・ ベトナムに“定住”しています。

非課税居住者

納税居住者としての条件を満たさないこと。



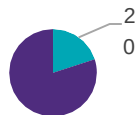
納税居住者は全世界の所得に対して課税されるのに対し、非課税居住者はベトナムでの源泉所得に対して課税されます。



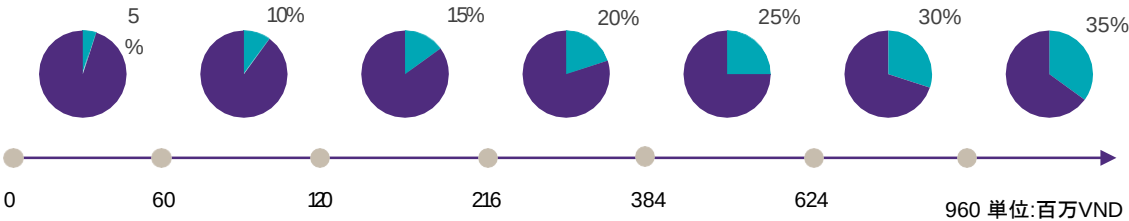
所得と税務上の居住地の性質によります。

給与所得

非居住者



居住者



事業所得



0.5%

物流・供給



5%

資産リース、保険仲介、宝くじ仲介、マルチ商法仲介



2%

サービス、建築材料を除く建設



15%

商品に付随する製造、運送、サービス、建材を含む建設



1%

その他の事業活動

居住者税額控除



税金軽減

- ・基礎控除: 1,100万ドン/月
- ・扶養控除: VND 44 0 万ドン/月/被扶養者



強制保険

社会保険(SI)、健康保険(HI)、失業保険(UI)(※)

(*) 2018年12月1日より、HIに加え、雇用契約に基づく駐在員はSIへの拠出する必要があります。

課税所得及び非課税所得

課税所得

課税所得は、一般的に、雇用所得、事業所得、設備投資による所得、資本移転による所得、不動産譲渡による所得、賞金また獲得金、使用料、フランチャイズによる所得、相続による所得、贈与の受領の10種類の主要な所得で構成されています。

非課税所得

給与所得

- ・ ①ベトナムに居住する外国人、②ベトナムで働く他国の国籍を有するベトナム人、③ベトナム人海外勤務者に対する1回限りの地域転勤手当;
- ・ 海外勤務の海外駐在員およびベトナム人の帰国休暇往復航空運賃(年1回);
- ・ 研修センターに支払われる従業員研修料;
- ・ ベトナム/海外で働く駐在員/ベトナム人の子どものために、ベトナム/海外で高校までの学校料金;
- ・ ミドルシフト食(現金払いの場合はキャップ対象);
- ・ 公共料金を含む課税住宅給付: 実際に支払われた賃貸料のいずれか低い方、および従業員の総課税所得(課税住宅を除く)の15%;
- ・ 深夜勤務手当または時間外勤務手当のうち、労働法に定める日勤または所定労働時間勤務手当より高いもの;
- ・ 労働災害補償
- ・ 外資系海運会社またはベトナム国際輸送会社に勤務するベトナム船員の収入。

上記にPITの免除を適用するためには、様々な条件や制限があります。

非雇用所得

- ・ 信用機関/銀行への預金および生命保険証券の利息;
- ・ 社会保険法に基づいて支払われる退職年金(または外国の同等のもの);
- ・ さまざまな直系の家族間の財産の譲渡による収入;
- ・ 多様な直系家族間の相続・贈与;
- ・ 任意保険制度により支払われる退職年金(月額);
- ・ 生命保険契約からの所得;
- ・ 海外ベトナムから送金された外貨;
- ・ 奨学金;
- ・ 生命保険契約および損害保険契約からの補償。



PIT管理

個人税コード

課税所得があるベトナム在住の個人は、個人税コードを取得する必要があります。課税対象の雇用所得がある納税者は、税務登録ファイルを雇用主に提出する必要があります。その後、雇用主はこれを地方税務局に提出します。課税対象の非雇用所得を持つすべての個人は、税務登録ファイルを区税事務所に直接提出する必要があります。

PITの申告・支払

給与所得については

雇用主は、毎月、被雇用者の個人所得税を控除・源泉徴収し、関連する社会保険料と共に税務当局に提出・納付しなければならず、遅くとも翌月20日までに、四半期ベースでは報告四半期の翌月1日末日までに提出しなければなりません。源泉徴収された個人所得税の総額は、西暦年の末日から3ヶ月目の末日までに確定しなければなりません。

個人所得税の直接徴収の対象となる個人は、暦年末から4ヶ月目の末日までに個人所得税の確定申告を行う必要があります。

海外駐在員は、ベトナム駐在終了後、終了日から45日以内に個人所得税の確定申告を行う必要があります。納税額超過による税金の還付は、納税番号とベトナムの銀行口座を持っている人のみが受けることができます。

非就業所得については

個人は、課税対象となる非雇用者所得の種類ごとに、個人所得税を申告し、納付する必要があります。個人所得税は、定期的に申告・納税する必要があり、多くの場合、収入があるたびに申告・納税する必要があります。

PIT控除

海外で所得を得ている税居住者の場合、外国で支払われるPITは、一定の割合および税務行政手続きを条件として、ベトナムで支払われる税金に対して控除されます。

PIT年度

ベトナムの課税年度は暦年です。ただし、最初の到着の暦年では、納税者が1暦年に183日未満の居住である場合、その納税者の最初の課税年度は、到着日から12ヶ月の期間です。翌課税年度は暦年です。



PITの税率の概要

No. 課税所得の種類		PIT税率	
		居住者	非居住者
1	給与所得	上記(※)の累進率	20%
2	事業所得		
	物流・供給	0,5%	
	サービス、建築材料を除く建設	2%	
	資産リース、保険仲介、宝くじ仲介、マルチ商法仲介	5%	
	商品に付随する製造、運送、サービス、建材を含む建設	1,5%	
	その他の事業活動	1%	
3	資本投資	5%	
4	資本割当	純利益の20%	売上金額の0.1%
5	証券譲渡益	総売上金額の0.1%	
6	不動産譲渡所得	総売上金額の2%	
7	ロイヤリティ/技術移転/フランチャイズ	1,000万VNDを超える金額に対して5%	
8	賞金・獲得金・相続・贈与	1,000万VND以上の金額に対して10%	

給与所得

非課税居住者は、ベトナムを源泉とする雇用所得に対して 20% の一律税率で PIT の対象となりますが、課税居住者は、収入が支払われる場所に関係なく、世界の雇用所得に対して以下の累進税率に基づいて PIT の対象となります。

居住者の年間給与所得		
(百万VND)から	(百万VND)まで	PIT税率 (%)
0	60	5
60	120	10
120	216	15
216	384	20
384	624	25
624	960	30
960+	-	35



譲渡所得課税

ベトナムは、別途の譲渡所得税(“CGT”)制度を定められていません。

現地法人売主の場合、他のベトナム法人への資本/証券の譲渡から生じるいかなる利益もその他の収益とみなされ、従って現行の標準利率20%でCITの対象となります。

外国人の売り手（ベトナムの税務上の居住者である個人、法人等）については、売り手の法人形態により、外国人が得た譲渡所得に対する税務上の取扱いが異なります。特に、ベトナムの有限責任会社の出資金の譲渡は、譲渡益に対して20%のCGTが課されるのに対し、証券（債券、公開株式会社の株式）の譲渡は、みなしベースで譲渡価格の0.1%のCGTが課されます。

ただし、ベトナムの非居住者である個人投資家が、ベトナムのLLC/JSCの資本金/証券の譲渡により所得を得た場合、売却代金に対して0.1%の税率で個人所得税が課されます。

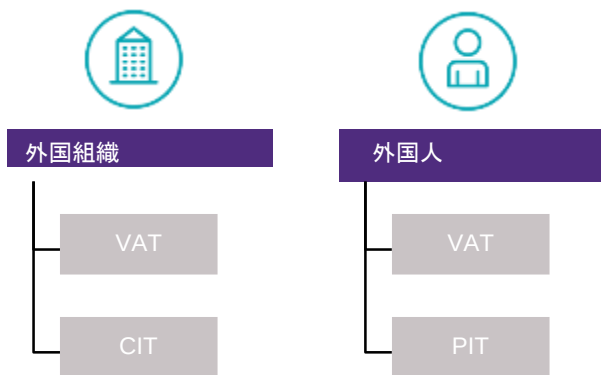
課税対象は、譲渡価格から譲渡費用控除額を差し引いた金額です。



外国契約者税(“FCT”)

ベトナムからの収入を得ている外国企業の個人及び外国の組織(以下“外国契約者”又は“FC”)に課されるFCT。ただし、(i) INCOTERMSに基づく「純粋な商品供給」、すなわちベトナム国境ゲート前での所有権移転、ベトナム国内で行われる関連サービスがない場合、(ii) ベトナム国外で行われ消費されるサービスは除きます。

FCTは別途の税金ではありません。FCTはVATとCITまたはPITで構成されています。



FCTの支払方法

控除方法

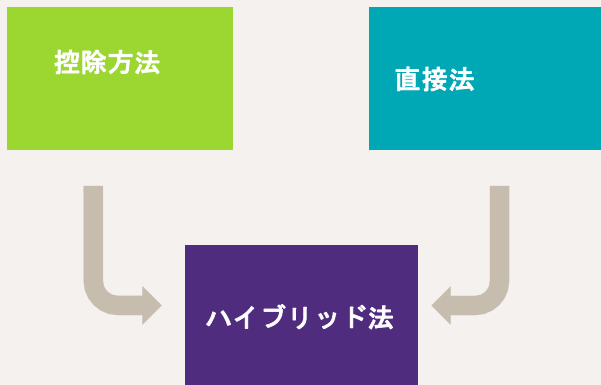
この方式では、FCは、(i)VATはインプットVATをアウトプットVATから控除する方法、(ii)CITは現地企業と同様の収益・費用申告方式で申告することができます。なお、FCは、ベトナムの会計制度を採用するなどの基準を満たす必要があります。

直接法

この方法では、FCTが源泉徴収の仕組みです。FCのVATとCITは、FCへの支払いから所定の率でベトナムの得意先によって源泉徴収されます。さまざまなFCT率は、実行される活動の性質に基づいて規制されています(各活動のFCT率をまとめた下の表をご覧ください)。

ハイブリッド法

この方法は、控除法と直接法が混合しており、FCは控除法でVATを申告し、CITは直接法で申告することが可能です。



FCT税率

以下の一般的なケースにおける直接法によるみなしCITおよびVAT税率:

FCTに対する比率(%)			
	事業活動の種類	特定されたVAT-FCT割合 (%)	特定されたわけですねCIT-FCT税率 (%)
1. トレード:	i. 商品の物流・供給; ii.ベトナム国内で提供されるサービスに付随する商品の流通・供給（スポット輸出入の形態を含む; iii.INCOTERMSに基づき、ベトナム国内の商品に関するリスクを売主が負担する場合の商品の供給。	1/免税	1
2. サービス:	サービス	5	5
	レストラン・ホテル・カジノ運営サービス	5	10
	商品供給に伴うサービス (商品と役務の価値を別途しない契約の場合)	3	2
3. 保険:	保険	5 / 免税	5
	海外への再保険、再保険手数料	免税	0.1
4. リース:	機械装置及び備品のリース	5	5
	航空機、航空機用エンジン、予備品、船舶のリース (航空機・船舶はベトナム生産不可)	免税	2
5. 銀行:	デリバティブ金融サービス	免税	2
	利子	免税	5
6. 設備投資:	有価証券・預金証書の譲渡	免税	0.1
7. 石油・ガス:	石油・天然ガスの探鉱・開発のための製品・サービスの供給	10/5/ 免税	5
	掘削リグのリース	免税	5
8. 建設:	建設・据付（資材・機械設備の供給を伴う）、	3	2
	建設・据付（資材・機械設備の供給を伴わない）	5	2
9. 輸送:	運輸サービス(航路、気道による輸送を含む)	3/0	2
10. ロイヤリティ:	ロイヤリティ/ライセンス料 (*): ソフトウェアライセンス、技術移転、知的財産権の移転は付加価値税の免除	免除(*)	10
11. その他:	その他生産	3	2
	その他の事業活動	2	2

ベトナムにおける越境ECおよびデジタル取引に関する税制

外国のeコマース事業に関する税制

2021年9月29日付通達第 80/2021/TT-BTC号（2022/01/01 より有効）は、ベトナムで事業を行う外国企業に対する税務申告の仕組みを規定しています。

このような事業活動を行う外国企業は、税コードを付与され、四半期ごとに税務総局（GDT）のポータルサイトを利用してオンライン申告を行い、オンライン納税を行う必要があります。このような外国企業が、ベトナムでの税コード登録及び申告・納税を行わない場合、関連するベトナム企業は、以下の義務を負うことになります：

- (i) ベトナム企業は外国企業に代わって源泉徴収と税申告を義務づけられています（この仕組みは外国契約者税の仕組みに似ています）
- (ii) ベトナムの顧客が個人の場合、取引に関わるベトナムの商業仲介銀行または決済サービスプロバイダーは、毎月税金の源泉徴収、申告、支払いを行う必要があります。GDTは、当該オフショア供給者の氏名およびウェブサイト、銀行および/または税金源泉徴収のための支払仲介業者に提供する。
- (iii) ベトナムの顧客が、銀行や仲介決済サービス業者が源泉徴収できない支払い方法を利用した場合、銀行や決済サービス業者は、オフショア業者への支払いを毎月ベトナムの税務当局に報告する必要があります。



適用される税率

外国企業は、そのようなオフショアサプライヤーが獲得した収益の想定された割合に対して、ベトナムの VAT および CIT の対象となります。VAT と CIT の税率は、外国企業が提供する商品またはサービスの性質によってさまざまに異なります。

VAT と CIT の税率は、それぞれ 政209/2013/ND-CP号 と政令第 218/2013/ND-CP号 に基づいて規定されています。

税査定目的でベトナムで得られた収益は、支払い情報（クレジットカードまたは銀行口座情報）、居住ステータス（つまり、請求書、配送先または自宅住所）およびアクセス情報（携帯電話の国コード、IP アドレス、および固定電話のアドレスまたは同様の情報）。

二重課税協定(以下“DTA”)の回避

ベトナムは、約**80カ国**とDTAを締結しています。

外国の請負業者/個人がベトナムにPE/税務上の居住者資格を作らない場合、DTAにより源泉徴収税のうち法人所得税/個人所得税の部分が免除/減額される可能性があります。

外国契約者/個人がベトナムで免税/減税を受けるためには、税務当局にDTAの申請書を提出する必要があります。外国契約者によるDTA申請書の提出後、税務当局は、外国契約者が該当するDTAの下で減税・免税の資格を有するかどうかの判断を下す必要があります。

DTAは、経済協力開発機構（OECD）および国連（UN）のモデルに従っており、類似した条項がありますが、他と比較してより有利な条件を持つ条約もあります。

その他税制

輸入税

一般的に、ベトナム国境を越えるすべての商品は輸入税の対象となります。特に:

- ・道路、河川、海港、空港、国際鉄道、国際郵便など、ベトナムの国境ゲートや国境を経由して輸入され、通関手続きの対象となる貨物
- ・現地市場から非課税地域へ、またはその逆方向へ移転された商品
- ・輸入品とみなされるその他の取引または交換された物品。

次に掲げる貨物は、輸入関税の対象とならない:

- ・関税法に基づき、ベトナムの国境ゲートまたは国境を通過し、国境ゲートトランスシップのモードによって輸送される物品
- ・人道的援助物資
- ・海外から非関税地域に輸入され、その中でのみ使用される物品
- ・ある非関税区から別の非関税区へ持ち込まれた物品

輸入関税率は、普通税率、優遇税率、特別優遇税率の3種類に分類される。

優遇税率は、ベトナムとの貿易関係において最恵国待遇を与えられている国、国グループ、地域から輸入される場合に適用される。納税者は自ら商品の原産地を申告し、商品の原産地に関する申告の責任を負います。

特別優遇税率は、財務大臣が発表する決定により、対象品目ごとに個別に定められている。

ベトナムに最恵国待遇や輸入税の特別な優遇措置を与えていない国、国グループ、地域からの輸入品には、通常の税率が適用されます。普通税率は優遇税率の150%に相当します。

ベトナムでは、輸入税のほか、状況に応じてアンチダンピング税、反補助金税、反差別税またはセーフガード税が現行の規則に従って課されます。

輸出入の関税率は頻繁に変更されるため、常に最新の状況を確認することが賢明です。

輸出関税

輸出税は、砂、チョルク、大理石、グラナイト、鉱石、原油、林産物、金属など、一般的には天然資源に限られた品目に課せられています。輸出関税率は1%から40%の範囲。

特別消費税(“SST”)

特別消費税は、特定の商品の生産または輸入、および特定のサービスの提供に対して課税される物品税の一種です。

- ・一般的にSSTの対象となる商品は、タバコ、葉巻、その他タバコを加工した製品、蒸留酒、ビール、特定の乗用車、シリンダー容量125cm³以上の二輪車、特定民間目的の航空機およびヨット、各種ガソリン、容量90,000BTU以下のエアコン、カード類などです。
- ・ダンスホール、マッサージラウンジ、カラオケ店、カジノ、スロットマシン、その他類似の機械、賭け事、ゴルフ、宝くじがSST対象事業です。

購入または輸入されるSST対象商品の製造業者。SST適用原料は、輸入原料または国内サプライヤーから購入した原料に支払ったSST額を、商品販売時に支払うSST額から控除することが認められています。

国内生産品の法人税課税価格は、環境保護費を除いた販売価格です。輸入段階での法人税課税価格は、輸入課税価格に輸入関税を加えたものです。課税価格に税率を乗じることで、支払うべき法人税が算出されます。

環境保護税

環境税は間接税であり、使用時に環境に悪影響を及ぼすと判断される製品・商品に対して徴収される。この税金は、特定の商品の生産または輸入に対して、絶対税率に基づいて課されます。輸出品は環境保護税が免除されます。

Covid-19の大流行で影響を受けた航空会社を支援するため、政府は2021年1月1日から2021年12月31日までジェット燃料に課される環境税を減額しました。

固定資産税

ベトナムの固定資産税は、土地利用料、土地賃貸料、非農業土地利用税の3つの税金の形で課せられています。

- 土地使用料は、インフラ整備のために国から土地を割り当てられ、販売または賃貸する組織で、土地使用料の支払いの対象となる組織に適用されます。このカテゴリーに属する土地の使用期間は“長期安定使用”であることが望ましいです。
- 土地の賃貸料は、投資家がベトナムの土地をリース（またはレンタル）するために支払う金額です。立地条件、インフラ、事業分野など様々な要因によって異なります。賃貸料の支払いは、長期にわたる固定期間、または年単位で行われます。
- 非農業用土地利用税は、農村部／都市部の住宅用地と、事業用に使用されている非農業用地に適用されます。納税額の計算は、土地の面積、土地の価格、税率に基づいて行われます。

さらに、住宅やアパートの所有者は、非農業用地利用税に関する法律に基づいて土地税を納めなければなりません。この税金は、1平方メートルあたりの所定の価格と0.03%から0.15%の累進税率に基づき、使用する特定の土地面積に対して課されます。

天然資源税(“NRT”)

NRTは生産物使用料税とも呼ばれます。ベトナムの法律に従って天然資源の開発または採掘に従事する全ての組織および個人は、その業種、範囲、運営形態に関わらず、ロイヤリティの登録、申告、納付の義務を負います。

課税対象資源とは、ベトナム社会主義共和国の主権下にある陸地、島、内水面、海域、排他的経済水域（ベトナムと隣国の双方に共通の海域を含む）、大陸棚に存在する全ての天然資源で、金属鉱物資源、土、石、砂、砂利、石炭、宝石、鉱水、天然熱水などの非金属鉱物資源、石油、ガスまたは天然ガス、天然林産物、自然海産物、表流水、地下水などの自然水および天然資源法上のその他の天然資源が該当します。

資源の課税価格は、市場価格の原則に従い、採掘地での各品目または単位資源の販売価格となります。ロイヤリティは1%から40%、石油、天然ガス、石炭ガスは1日の平均生産量に応じて累進課税されます。

租税回避防止対策

ベトナムには特定の租税回避防止規則はありませんが、税務当局は納税者に対して税務検査を実施する権限を持っています。税務調査は定期的に行うことができますが、年に1回までです。税務調査の期間は、税務調査の決定の通知日から30日を超えてはなりません。ただし、30日を超えない範囲で延長することができます。

期限より遅く納付する納税者は、納税額の延納について、全額に1日0.03%の罰金を加算した金額を納付することとなっています。申告を誤った納税者は、納付すべき税金を減らしたり、還付すべき税額を増やしたりするために、申告漏れ税額的全額を納付するか、または超過還付金を申告しなければなりません。また、過少申告や超過還付税額の20%を罰金として納付するとともに、滞納についても罰金を科すこととなっています。

脱税や不正行為を行った納税者は、規定に従って税金の全額を納付する義務があり、脱税した税額の1倍から3倍の罰金が課されます。税金の時効は10年、罰金の時効は5年が一般的です。



労働



雇用契約

雇用契約の条件は、ベトナム労働法およびその他の法律に規定された基本条項より不利でない限り、雇用者と被雇用者の間で自由に交渉することができます。

雇用契約は、次のいずれかの形式で締結されるものとします。:

- 無期雇用契約
- 有期雇用契約 - 期間は両当事者によって定義されますが、締結日から 36 か月を超えません。

現地で雇用された外国人は、実際には、労働許可規定により、労働許可の期間を超えてはならない最大 24 か月の契約を常に結んでいます。

試用期間

試用期間の長さは、職務に必要なスキルと資格によって異なり、6日から180日までの間です。試用期間中の従業員の給与は、書面で合意する必要がある、その職のフルタイム給与の88%を下回ってはなりません。。

人件費

ベトナムでは、給与のサイクルは毎月で、月末に支払われるのが最も一般的ですが、雇用契約内で合意された通りに支払われることもあります。

13ヶ月目の賞与はベトナムでは必須ではありませんが、ほとんどの雇用主は13ヶ月目の賞与を年次賞与として支給しています。この賞与は、年末またはテトの休暇中に支払うのが一般的です。

ベトナム人従業員への給与は、ベトナムドン（VND）で支払わなければなりません。外国人従業員は、給与、ボーナス、手当を外貨で受け取ることができます。

雇用契約の形態



電子様式を含む書面による労働契約



口頭労働契約は、期間が1か月未満の場合に適用されます。



無期労働契約



有期労働契約

雇用契約の種類

通常勤務時間・残業・休暇

通常の就業時間

ベトナム労働法に基づいて、通常の労働時間は1日8時間、1週間48時間を超えてはならないとされています。使用者は、労働時間が1日10時間、週単位の場合は週48時間を超えない限り、1日または週単位の労働時間を決定する権利を有します。

残業時間

雇用主は、従業員の同意を得ることを条件に、従業員に残業を要求することができます。残業をした従業員には追加賃金を支払う権利があります。残業は1日の総労働時間の50%を超えてはなりません。週単位の労働時間の場合、通常の労働時間と時間外労働時間の合計が1日に12時間、1ヶ月に40時間を超えてはならないです。

通常の時給以上の報酬率は、次のとおりです:

- 平日、日中:通常の給与率の150%
- 週末、日中:通常の給与率の200%
- 公休日および有給休暇:通常の給与の300%
- 夜間勤務:料金は上記率の30%追加

休暇

祝日

有給休暇は11日があります。祝日のいずれかが週末に当たる場合、従業員は次の平日に休みを取る権利があります。外国人従業員は、伝統的な祝日および自国の国民の日に有給休暇を取得する権利があります。

有給休暇

ベトナムの有給休暇は、祝日の以外に年間最低12日間の有給休暇が雇用契約で定められています。これは、5年間の雇用ごとに1日増加します。

病気休暇

すべての従業員は、年間最大30日の有給病気休暇を取得することができ、例外的な状況では60日にまで増加します。病気休暇は雇用主ではなく社会保険庁から支払われ、ベトナム人と外国人従業員の両方に適用されます。病気休暇を取得した従業員は、休暇前月の給与または社会保険料に相当する報酬の75%を受け取ることができます。

出産休暇

女性従業員は、6ヶ月間の産前産後休暇を取得することができ、複雑・多胎出産の場合には7ヶ月まで取得することができます。

出産手当金は、6ヶ月の出産休暇中の平均給与の100%が社会保険庁によって支給されます。女性社員は4ヶ月の産休の後、職場に復帰することができます。

その他の休暇

また、出産休暇は、生まれた子どもの人数や状況に応じて、5~14労働日と定められています。この休暇は社会保険庁から支給されます。

ベトナムの育児休暇は、子供が3歳になるまでは年間20日、それ以降は7歳になるまで年間15日の育児休暇を取得することができます。育児休暇は、社会保険庁から支給されます。

忌引き休暇:従業員は、家族の死亡に対して1~3日の有給休暇を取得することができます。

結婚休暇。従業員は、結婚の場合は最大3日、子供の結婚の場合は1日の有給休暇を取得することができます。



午前8時～ 午後5時

ビジネスとバンキングの時間

最低賃金

ベトナムでは、法定最低賃金と地域別最低賃金が政府によって定められ、毎年見直されています。

法定最低賃金は月額1,490,000ベトナムドンであり、全国で適用されます。

2022年7月1日からの最低賃金率は、表のとおりです。

地域	VND/月	VND/時
地域1	4,680,000	22,500
地域2	4,160,000	20,000
地域3	3,640,000	17,500
地域4	3,250,000	15,600

保険料

ベトナムの法定社会保障は3種類あり、雇用契約に基づいて働く従業員のために、その他の適用条件も含めて、会社が負担しなければならないものです。

- ・ 社会保険(SI);
- ・ 健康保険(HI)、および
- ・ 失業保険(UI)。

社会保険は、病気休暇、出産休暇、業務上の事故や職業病に対する手当、退職金、死亡退職金などの従業員給付を対象としています。

健康保険は、従業員が健康診断を受け、認定された医療機関で入院・通院治療を受けることができるものです。雇用保険は、従業員が保険料を負担した期間に応じて支払われます。

雇用者と被雇用者の双方が法定保険料を支払う必要があります。強制保険料率は以下の通りです。

	SI				HI	UI	Total
	Sickness, maternity fund	Occupational disease and accident fund	Retirement and mortality fund	Total SI			
For local employees							
Employee	-	-	8%	8%	1.50%	1%	10.50%
Employer							
From 1 Jan 22- 30 Jun 22	3%	-	14%	17.00%	3%	-	20.00%
From 1 July 22 - 30 Sep 22	3%	0.50%	14%	17.50%	3%	-	20.50%
From 1 Oct 22 onwards	3%	0.50%	14%	17.50%	3%	1%	21.50%
For foreign employees							
Employee	-	-	8%	8%	1.50%	-	9.50%
Employer							
From 1 Jan 22- 30 Jun 22	3%	-	14%	17.00%	3%	-	20.00%
From 1 July 22 onwards	3%	0.50%	14%	17.50%	3%	-	20.50%

保険料は、雇用契約に定められた従業員の月給（社会保険・健康保険は最低賃金の20倍、雇用保険は地域別最低賃金の20倍を上限とする）をもとに決定されます。

労働組合基金への拠出率は、従業員の社会保険料として給与基金の2%に設定されています。この費用は、毎月1回、労働組合基金に納めなければなりません。さらに、会社が社内組織の労働組合を設立した場合、組合員が拠出すべき社会保険料のために、給与基金の1%の労働組合費が発生します。

終了

労働の終了はベトナムでは標準的であり、労働規約の要件に基づいています。終了の理由や雇用契約の種類によって異なる場合があります。これは、法的要件、通知期間、および将来の退職金支払いに影響を及ぼします。

また、雇用主は雇用契約終了の日から14営業日以内に残りの給与を支払う責任があります。この期間は延長することができますが、30日間を超えてはなりません。

通知期間

雇用主は、契約の種類に応じて、一方的な解雇の前に事前通知を行う義務があります：

- ・ 季節契約またはプロジェクト固有契約(1年未満の契約)の場合、3営業日；
- ・ 有期雇用契約の場合は30日間；
- ・ 無期限の雇用契約の場合は、45日間。

退職金支払額

ベトナムでは、雇用主は、少なくとも12ヶ月の期間、正規に働いた従業員に退職金を提供する責任があります（該当する場合）。1年勤務するごとに半月分の給与が支給されます。

退職金計算の基礎となる適格労働期間は1年単位（12ヶ月）で、6ヶ月以下の場合は半年、6ヶ月を超える場合は1労働年とカウントされます。退職金計算の基礎となる適格労働期間は、従業員が実際に雇用主のために働いた全期間から、雇用保険法に従って雇用保険に加入した期間および雇用主から退職金または退職手当が支払われた期間を差し引くことになります。

Covid-19流行中の政府からの支援政策

2019年以降の過去数年間、ベトナムは世界の他の国々と同様にCovid-19の大流行の影響を受けてきました。そのため、ベトナム政府はCovid-19の流行中に困難に直面している従業員や雇用主を支援するために、様々な形で多くの財政支援パッケージを展開しています（2021年の従業員への現金支援、2021年の雇用主および従業員の拠出金の減額など）。2021年にはほとんどの支援が実施されています。2022年からは、Covid-19の回復を支援するために、以下のいくつかの政策がまだ有効。

保険支援策

労働災害・疾病保険の保険料率は、2021年7月1日から2022年6月30日まで適用される社会保険料の基礎となる給与基金の0%（従来は0.5%）です。この削減による節約分は、Covid-19目的の従業員支援に充てられる予定です。

雇用主は、2021年10月1日から2022年9月30日まで適用される雇用保険の対象となる従業員の月給基金の拠出率を1%から0%に引き下げる権利があります。

住宅手当支援政策

工業地帯、輸出加工地帯、経済の基幹地帯で家賃を借りて勤務する従業員に対して、次のいずれかの支援を受けることができます：

- ・ 社会保険に加入している従業員で、2022年4月1日以前に合意・開始された無期限契約または1ヶ月以上の有期労働契約に従事し、その賃貸契約が2022年2月1日から2022年6月30日までの期間に該当する場合は月額50万VND。
- ・ 社会保険に加入している従業員で、2022年4月1日から2022年6月30日まで有効な無期労働契約または1ヶ月以上の有期労働契約を締結している者で、2022年4月1日から6月30日までの期間に賃貸住宅契約を締結する者に月額100万VNDを支給します。
- ・ 支持期間:最大03ヶ月

Grant Thornton (Vietnam) Limited

Grant Thornton (Vietnam) Limitedは、世界有数の会計事務所であるGrant Thornton Internationalのメンバーファームであり、1993年に設立されたベトナムにおける長期の企業です。

主要な数字および事実



29
years

ベトナムで設立



2拠点

Hanoi 市及び
Ho Chi Minh市



264

ベトナムで
の職員



12

ベトナムで
のパートナ
ー

監査・保証

法定監査・IFRS監査
・財務諸表のレビュー・財務情報の作成
・国境を越えた監査・米国の
GAAP監査・合意された手続
き

国際財務報告アドバイザリー・サー ビス

IFRS報告書の換算・作成・新基準
の実施

アドバイザリーサービス

合併および買収・取引顧問サービス・
評価
・事業再編・復旧・・ビジネスリスクサー
ビス

国際企業構造サービス:オフショア・アドバ
イザリー、オフショア法人化・フォーメー
ション・サービス、ディレクターシップ、
現行コーポレート・サービス。

税務サービス

市場参入・ライセンスサービス・
税務デューディリジェンス・税務
アドバイス・国際的な税務計画・
税務健全性チェック・移転価格

ビジネスプロセスソリューション

会計サービス・アウトソーシング内
の税務コンプライアンス
・給与、個人所得税、労働・セカン
ドサービス。

デジタル&テクノロジーソリューショ ン

デジタルトランスフォーメーションサ
ービス、ERP・会計ソフトアドバイザ
リー。



ベトナムでの事業展開報告書と当社の
サービスに関する追加情報について
は、お問い合わせください。



Trinh Thi Tuyet Anh

Director

Business Development cum
International Liaison

T +84 28 3910 9170

E anh.trinh@vn.gt.com

Linkedin: [anhtrinhgtv](#)

専門家の連絡先



Nguyen Chi Trung
CEO & Managing Partner
T +84 24 3850 1616
E chitrung.nguyen@vn.gt.com



Kenneth Atkinson
Founder & Senior Board Adviser
T +84 28 3910 9108
E ken.atkinson@vn.gt.com



Nguy Quoc Tuan
National Head of Audit & Assurance
T +84 28 3910 9180
E tuan.nguy@vn.gt.com



Hoang Khoi
National Head of Tax Services
T +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com



Nguyen Thi Vinh Ha
National Head of Advisory
Services
T +84 24 3850 1600
E vinhha.nguyen@vn.gt.com



Le Minh Thang
National Head of Business
Process Solutions
T +84 28 3910 9219
E minhthang.le@vn.gt.com



Nguyen Tuan Nam
Audit Partner
T +84 24 3850 1617
E tuannam.nguyen@vn.gt.com



Pham Quoc Hung
Business Process Solutions Partner
T +84 24 3850 1621
E hung.pham@vn.gt.com



Le The Viet
Audit Partner
T +84 24 3850 1622
E viet.le@vn.gt.com



Nguyen Manh Tuan
Audit Partner
T +84 28 3910 9184
E manhtuan.nguyen@vn.gt.com



Valerie Teo
Tax Partner
T +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com



Nguyen Hong Ha
Audit Partner
T +84 24 3850 1601
E hongha.nguyen@vn.gt.com



Nguyen Dao Thanh Thao
Audit Partner
T +84 28 3910 9162
E thao.nguyen@vn.gt.com

現地および国際の連絡先



ジャパン デスク

Our Japan-focus for Vietnamは、Grant Thornton Japanとの架け橋として、2014年にハノイとホーチミンの両拠点に設立されました。日本人の職員と多くのベトナム人の専門家で構成されています。



Jin Nishina (仁科仁)

Director

T+84 28 3910 9208

E nishina.jin@vn.gt.com



Masanobu Taniguchi (谷口雅宣)

Senior Manager

T+84 24 3850 1696

E masanobu.taniguchi@vn.gt.com



코리아 デスク

ベトナムの韓国デスクは、韓国のクライアントに対応するため、2019年より設置されました。ディレクターとスタッフで構成される韓国チームは、必要に応じてメンバーファームであるGrant Thornton Korea (DaeJoo)と連携し、特徴的で差別化されたクライアントエクスペリエンスサービスを提供します。私たちのサービスは以下の通りです。監査、税務、アドバイザー、ビジネスプロセスソリューションなどです。



Kwon Hyuck Jun (권혁준)

Director

T+84 28 3850 1679

E hyuckjun.kwon@vn.gt.com



Kim Min Je (김민제)

Senior Manager

T+84 379 591011

E minje.kim@vn.gt.com



チャイナデスク

豊富な業界知識、税務・監査・アドバイザーサービスの経験、パイリンガルの専門家による専任チーム、そしてグラント・ソントンのグローバルネットワークにより、お客様の市場戦略を導くためのアドバイスを提供します。私たちは、ベトナムで事業を行う際に直面する課題をナビゲートし、その結果、お客様の成功を支援します。



Valerie - Teo Liang Tuan (张良端)

Partner, Tax Services

T+84 28 3910 9235

E valerie.teo@vn.gt.com



Lac Boi Tho

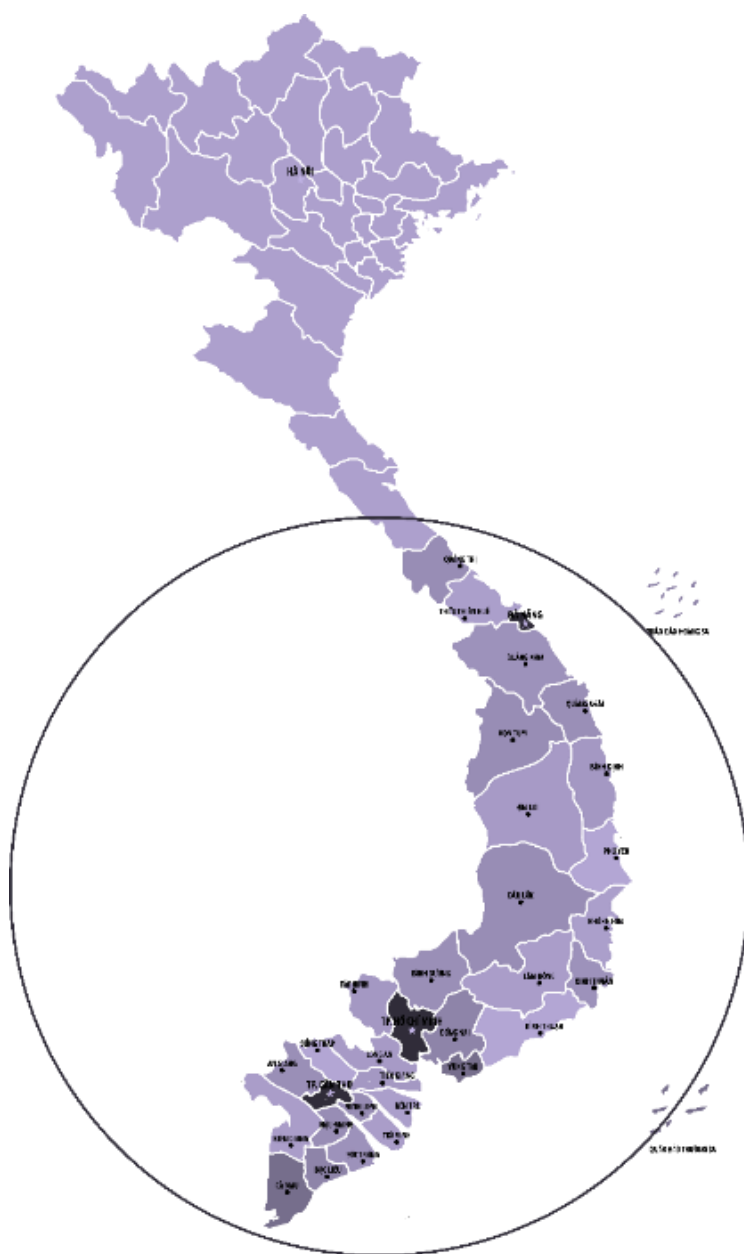
Director, Tax Services

T+84 28 3910 9240

E tho.lac@vn.gt.com

投資促進センター ー南ベトナム

投資促進センター-ベトナムの南（IPCS）は、計画投資省の機関であり、外国投資局の下にあり、2021年6月21日付けの決定第792/QD-BKHDT号に基づいて設立されました。



主な取り組み:

Thua Thien HueからCa Mauまでの中央政府管轄の33省・市において、投資促進機能を実行します。

投資促進活動を実施するにあたり、外交委員会を支援し、組み合わせます。

企業、投資家、外国機関・団体を支援し、結びつけます。

Grant Thornton Vietnam offices

Head office in Hanoi

18th Floor
Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street
Cau Giay District, Hanoi
Vietnam

T +84 24 3850 1686
F +84 24 3850 1688

E grant.thornton@vn.gt.com

www.grantthornton.com.vn

Office in Ho Chi Minh City

14th Floor
Pearl Plaza
561A Dien Bien Phu Street
Binh Thanh District, Ho Chi Minh City
Vietnam

T +84 28 3910 9100
F +84 28 3910 9101



Grant Thornton

grantthornton.com.vn

© 2022年グラント・ソーントン(ベトナム)リミテッド無断転載を禁じます。

「グラント・ソーントン」とは、グラント・ソーントンの会員企業が、その顧客に保証、税務、アドバイザリー・サービスを提供するブランド、および/または、状況に応じて1社以上の会員企業を指すブランドを指す。グラント・ソーントン・インターナショナル・リミテッド(GTIL)と会員企業は世界的なパートナーシップではありません。GTILと各メンバーファームは別々の法人組織である。サービスは会員企業が提供する。GTILは顧客にサービスを提供していない。GTILおよびその会員事務所は、互いの代理人ではなく、義務を負わず、互いの作為または不作為に対して責任を負わない。

ベトナムでの事業展開 | 2022